

第3期 粕屋町

子ども・子育て 支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
粕屋町

はじめに

わが国では高齢化が急速に進行しており、労働力人口の減少や社会保険料負担の増加などが懸念されています。また、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化など、子育てに関する社会環境が大きく変化し、併せてヤングケアラーやこどもの貧困、虐待など、こどもの健全な育成に向けた支援が必要とされる問題が顕在化しています。

国では、こどもの健全育成に向け、これまでも様々な取組を進めており、近年では令和4年6月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立。さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が、令和6年6月に成立しました。

本町においては、平成27年に「粕屋町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、続く第2期計画を通じ、地域の実情に応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供及び地域の子育て支援に関わる取組を推進してきました。本町の特徴として、人口は増加傾向にあり、若い子育て世代も多く、合計特殊出生率も福岡県や全国に比べ高い傾向にあります。しかし、近年こどもの数は減少しており、誰もが安全に、安心してこどもを産み、育てることのできる環境の整備は、より重要になっています。そうした状況を勘案しながら、このたび第2期計画期間が終了することに伴い、その成果・課題を踏まえ、新たに「第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画は、本町におけるこども・若者への総合的な支援策を示す「市町村こども計画」と一体的に策定しており、今後のこども及び若者に対する様々な支援に向けた指針となります。これから令和11年度まで5年の計画期間、基本理念である「**か**がやく笑顔で **す**こやかに こどもが育つ **あ**さしいまち かすや」の実現に向け、取り組んでまいります。

最後に本計画の策定にあたり、活発なご審議をいただいた「粕屋町子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、子育てに関するアンケート調査や、パブリック・コメント等を通じてご意見・ご協力をいただいた皆様に対し、心から御礼申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対し、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月



粕屋町長 箱田 彰

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
5. 計画の策定体制	3

第2章 粕屋町のこどもと子育ての状況

1 人口等の状況	5
2 こどもと子育て支援の状況	10
3 こどもと子育て環境及び若者の現状と課題	13
4 第2期子ども・子育て支援事業計画の成果と課題	24

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念	29
2 計画の基本的視点	30
3 計画の基本方針	31
4 計画の推進に向けた重点的取組	32

第4章 施策の展開

1 計画の体系	33
2 具体的施策の展開	34
基本方針Ⅰ 心豊かなこどもが育つまち	34
基本方針Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち	40
基本方針Ⅲ こどもを見守り、育つまち	55
基本方針Ⅳ 若者の未来を応援するまち	61
3 各施策の成果指標	63

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

1 教育・保育の提供区域の設定	69
2 定期的な教育・保育事業の提供体制	69
3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	72

第6章 計画の推進に向けて

1 庁内推進体制の確立	77
2 地域の連携と協力による取組の推進	77
3 計画の点検・評価	77

付属資料

1 粕屋町子ども・子育て会議条例	79
2 粕屋町子ども・子育て会議委員名簿	80
3 第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画策定の経過	81
4 かすやこども館 子ども部会座談会	83
5 ㊦っしよいフエスタ来館者アンケート調査	86
6 用語の解説	87

第 1 章

計画の策定にあたって



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子高齢化が急速に進行しており、労働力人口の減少や社会保障負担の増加などが懸念されています。国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成 24 年 8 月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、これに基づき就学前のこどもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成 27 年度から施行されました。「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村においては、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

その後、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和 4 年 6 月に成立し、令和 5 年 4 月に施行されました。同月には、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進するこども家庭庁が創設されています。また令和 5 年 12 月には、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和 6 年 6 月に成立しました。この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとなりました。

本町においても、平成 25 年度には子ども・子育て支援の関係者やこどもの保護者等からなる「粕屋町子ども・子育て会議」を設置し、会議での検討を経て、平成 27 年度に「粕屋町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。計画では、「すべての子どもと家庭への支援を通して、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを産み、育てることに喜びを感じることのできる社会」を目指すべき社会の姿とし、「子どもの笑顔を育むまち・粕屋」を基本理念に掲げています。

今回「第 2 期粕屋町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和 2～6 年度）の計画期間終了に伴い、新たな「第 3 期粕屋町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和 7～11 年度）を策定するとともに、「こども基本法」に示された市町村こども計画を一体的に策定し、粕屋町のこども・若者をとりまく様々な課題に対応していきます。

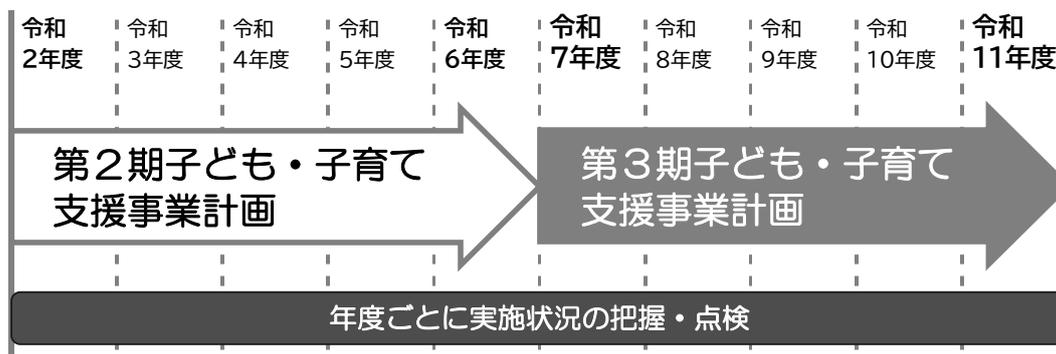
2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」（第 61 条）に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、子ども・子育て支援事業に関する事業量見込みと確保の方策を示します。また、「こども基本法」（第 10 条第 2 項）に定める「市町村こども計画」として、「こども大綱」及び福岡県計画を踏まえ、本町におけるこども・若者への総合的な支援策を示す計画を包含するものとして策定します。

なお本計画は、粕屋町の最上位計画である「粕屋町総合計画」の部門計画として位置づけられます。また、「粕屋町人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略」「粕屋町障がい者計画・粕屋町障がい福祉計画・粕屋町障がい児福祉計画」「健康かすや 21」「粕屋町男女共同参画計画」「粕屋町子ども読書活動推進計画」等の各部門計画と連携し、整合性を図りながら、施策の展開を図るものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。また、本計画は毎年度進捗状況を把握し、社会情勢の変化などに対応し必要に応じて中間年には見直しを行うなど、計画の充実に努めます。



4 計画の対象

本計画は、本町のすべてのこども・若者とその家庭を対象とし、具体的には生まれる前から乳幼児期を経て、概ね 18 歳に至るまでのこどもとその家族、18～39 歳の若者とします。

5 計画の策定体制

(1) 粕屋町子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査

計画の策定に先立ち、子ども・子育て支援事業に関する事業量を見込むため、また、子どもとその保護者、18～39歳までの若者の意識と実態を把握するために実施しました。

(2) 子ども・子育て会議

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき「粕屋町子ども・子育て会議」を設置し、こども計画の内容や、教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の事業量見込みや提供体制のあり方について、審議を行いました。

(3) パブリック・コメントの実施

令和7年1月17日から2月17日にかけて、計画素案に対するパブリック・コメントを実施し、住民からの意見の反映に努めています。

第 2 章

粕屋町のこどもと子育ての状況



第2章 粕屋町のこどもと子育ての状況

1 人口等の状況

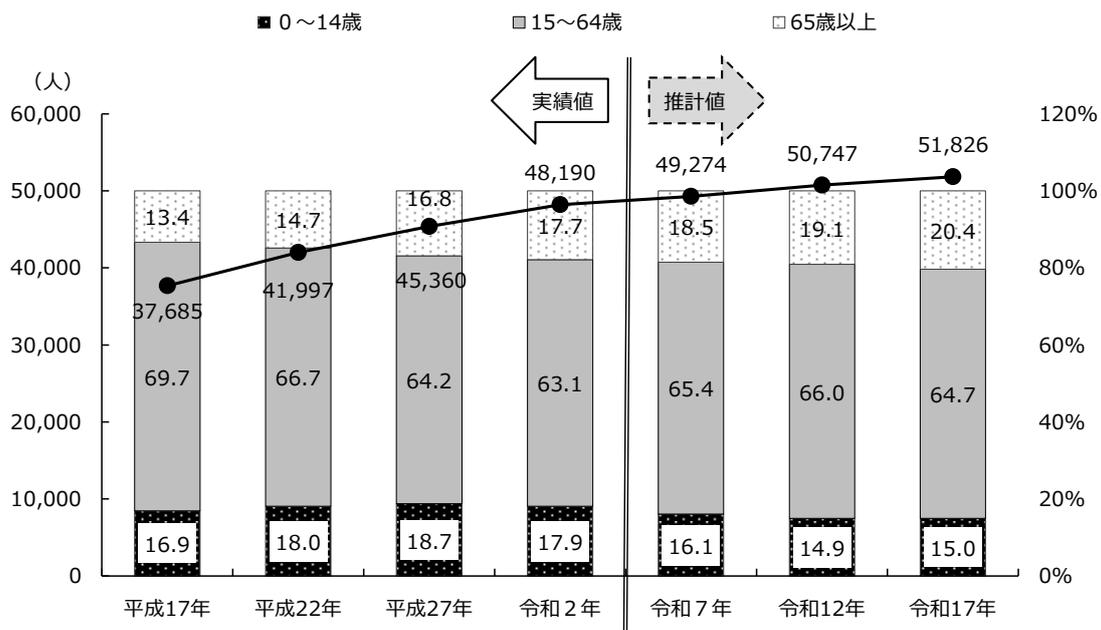
(1) 人口の推移

国勢調査による粕屋町の総人口は、平成17年は37,685人でしたが平成22年は41,997人、平成27年は45,360人、令和2年には48,190人と大きく増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口でも令和7年に49,274人、令和12年には50,747人と今後も増加を見込んでいます。

年齢別の人口構成をみると、0～14歳の年少人口や65歳以上の老年人口が増加していますが、今後の推計をみると、年少人口の割合は令和2年をピークに減少に転じ、老年人口の割合は一貫して増加傾向にあります。

■ 粕屋町の総人口と年齢3区分人口の推移



	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年
0～14歳	6,360	7,572	8,503	8,617	7,925	7,573	7,756
15～64歳	26,283	28,007	29,125	30,431	32,222	33,503	33,521
65歳以上	5,032	6,190	7,641	8,514	9,127	9,671	10,549
総人口	37,685	41,997	45,360	48,190	49,274	50,747	51,826

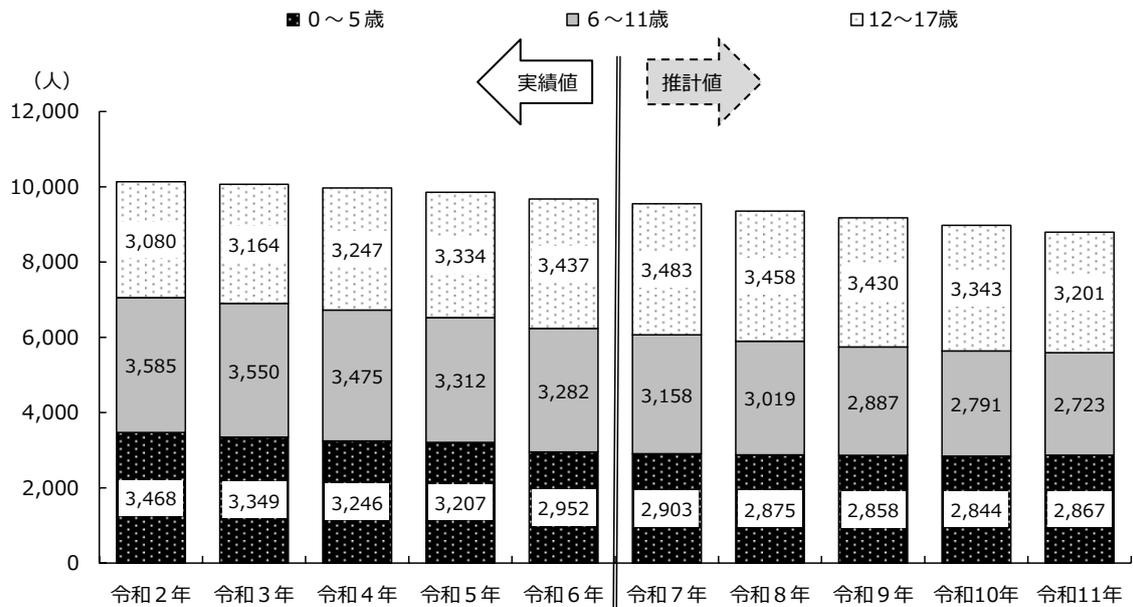
【実績値】 資料：国勢調査（総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない）

【推計値】 資料：国立社会保障・人口問題研究所

17歳以下のこどもの数の推移をみると、0～5歳では令和2年の3,468人から令和6年には2,952人、6～11歳では3,585人から3,282人に減少しています。12～17歳では3,080人から3,437人へと増加しています。

今後の推計をみると、12～17歳についても令和8年以降は減少に転ずるものと予測され、その後、全体に減少するものと見込まれます。

■こどもの数の推移



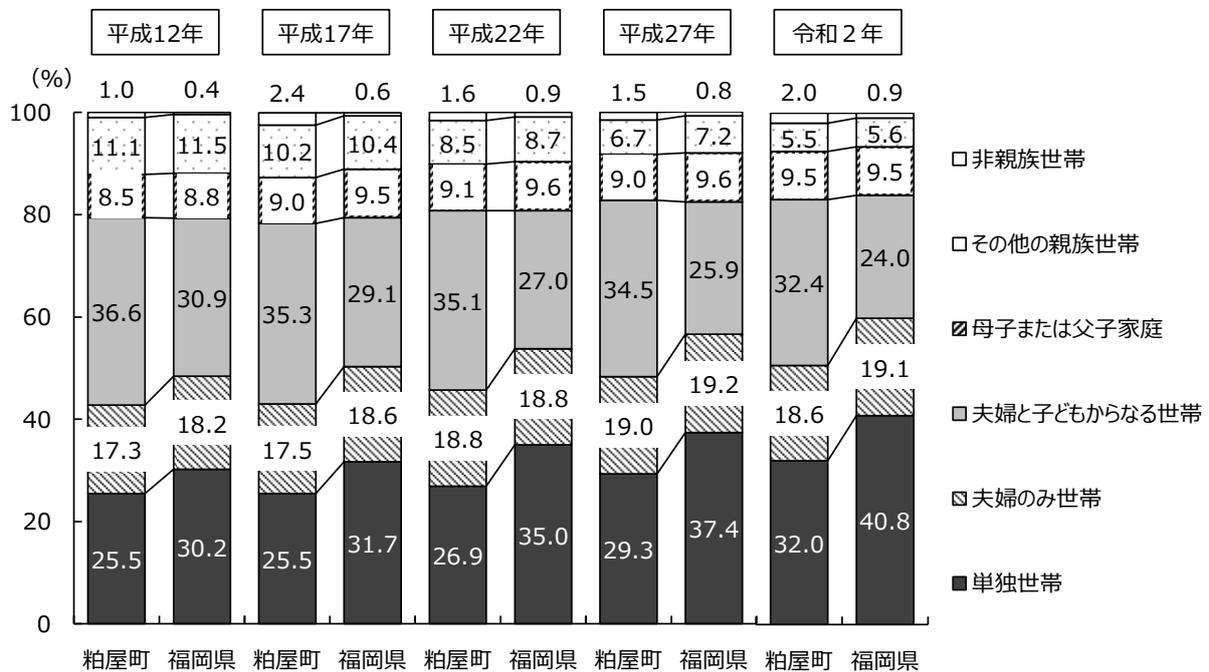
[実績値] 粕屋町提供（各年4月1日時点）
 [推計値] コーホート変化率法による推計値

(2) 家族形態の変化

粕屋町の世帯構成比の推移をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合は平成12年には36.6%でしたが、令和2年は32.4%まで減少し、「その他の親族世帯」も11.1%から5.5%へ減少しています。一方、「夫婦のみ世帯」は、平成12年は17.3%でしたが、令和2年には18.6%、「単独世帯」も25.5%から32.0%といずれも増加しており、こどものいない世帯が増えてきています。

福岡県と比較すると「単独世帯」の割合は低く、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合が高いという特徴がみられます。

■粕屋町の世帯の動向（県比較）



資料：国勢調査

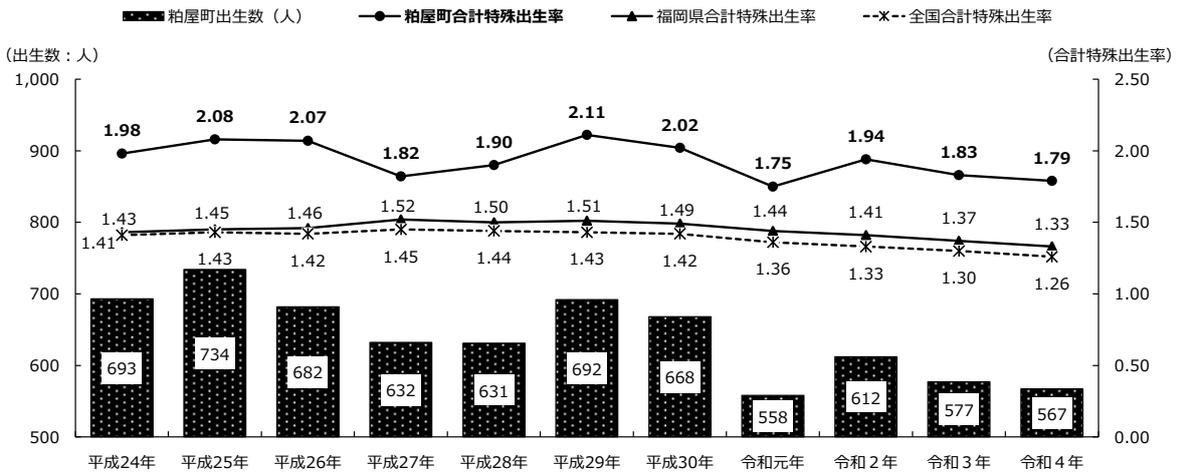
(3) 出生数と合計特殊出生率

粕屋町の出生数は平成24年の693人以降、年ごとに増減を繰り返していますが、全体には減少傾向にあり、令和4年には567人となっています。

合計特殊出生率は、平成24年の1.98から平成29年には2.11まで上がりましたが、以降減少に転じ、令和4年には1.79になっています。

一方で、本町の合計特殊出生率は、福岡県や全国に比べ一貫して高い水準で推移しています。

■ 粕屋町の出生数と合計特殊出生率（国・県比較）

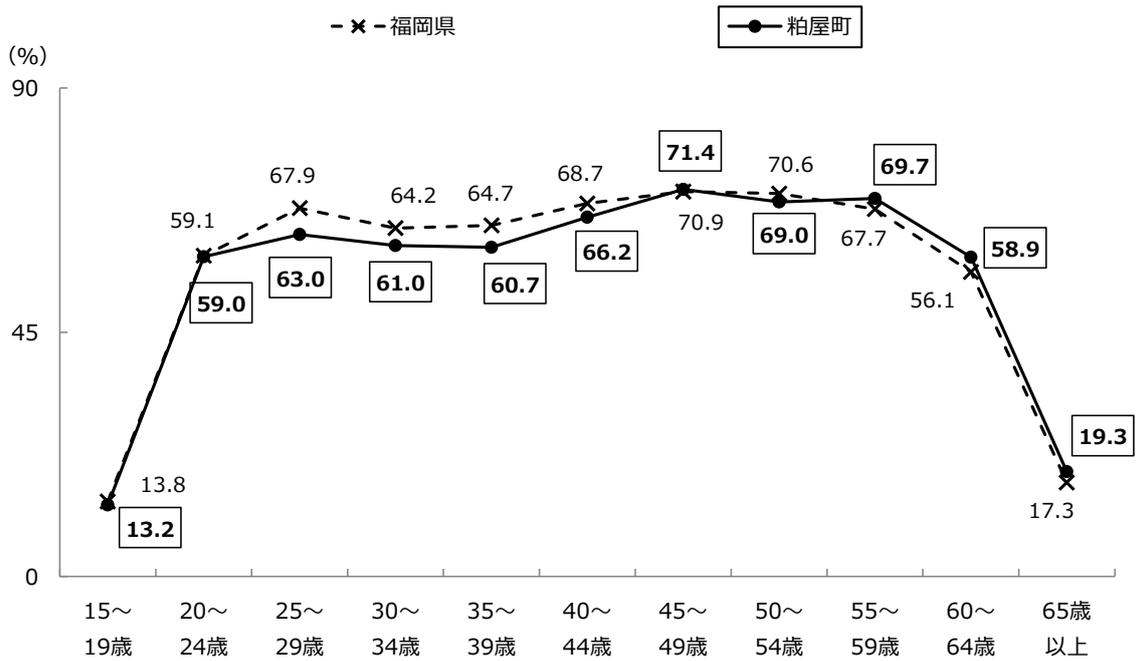


資料：[粕屋町] 出生数：福岡県保健統計年報
 [県・国] 合計特殊出生率：厚生労働省 人口動態統計

(4) 女性の就業率

女性の年齢別就業状況をみると、20～24歳では59.0%、25～29歳では63.0%が就業していますが、30歳から減少に転じ、35～39歳では60.7%になっています。その後40歳からは上昇し、40～44歳では66.2%、45～49歳では71.4%まで上昇します。粕屋町の女性の年齢別就業状況は結婚や出産でいったん退職し、子育てが一段落したら就業するというM字型の就業傾向が、福岡県よりも顕著になっています。

■ 女性の年齢別就業状況



資料：国勢調査（令和2年度）

2 こどもと子育て支援の状況

■ 認可保育所の入所児童数と待機児童数の推移

令和2年度

		1号認定	2号認定	3号認定
見込み量	実人数	654	920	558
利用実績	実人数	407	1,064	381
利用定員	人	702	900	712
利用見込みと実績の差		247	-144	177
利用実績と定員の差		295	-164	331

令和3年度

		1号認定	2号認定	3号認定
見込み量	実人数	675	949	538
利用実績	実人数	416	1,067	398
利用定員	人	681	915	722
利用見込みと実績の差		259	-118	140
利用実績と定員の差		265	-152	324

令和4年度

		1号認定	2号認定	3号認定
見込み量	実人数	642	901	550
利用実績	実人数	352	1,023	407
利用定員	人	669	915	731
利用見込みと実績の差		290	-122	143
利用実績と定員の差		317	-108	324

令和5年度

		1号認定	2号認定	3号認定
見込み量	実人数	661	929	546
利用実績	実人数	324	1,057	390
利用定員	人	661	905	726
利用見込みと実績の差		337	-128	156
利用実績と定員の差		337	-152	336

■ 学童保育利用児童数の推移

	単位	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
量の見込み	登録申込者数	693	691	711	696
実績	登録申込者数	735	694	692	735
差		-42	-3	19	-39

■ 病児保育事業利用児童数の推移

	単位	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
量の見込み	年間延べ利用者数	464	463	456	461
実績	年間延べ利用者数	146	203	222	332
差		318	260	234	129

■ かすやこども館利用者数の推移（年間）

単位	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
年間延べ総利用者数	13,650	13,163	29,300	41,106
年間延べつどい利用者数	8,814	8,900	19,953	28,566

■ 認可保育所一時預かりの利用児童数の推移

	単位	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
量の見込み	年間延べ利用者数	2,232	2,220	2,187	2,213
実績	年間延べ利用者数	2,187	2,187	789	1,360
差		45	33	1,398	853

■ 幼稚園一時預かりの利用児童数の推移

	単位	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
量の見込み	年間延べ利用者数	27,363	28,228	26,819	27,636
実績	年間延べ利用者数	2,672	7,191	4,675	5,088
差		24,691	21,037	22,144	22,548

■ 乳児家庭全戸訪問の推移

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
量の見込み	実件数	662	678	680	675
実績	実件数	581	571	555	500
差		81	107	125	175

■ 養育支援訪問の推移

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
量の見込み	実人数	185	190	250	255
実績	実人数	122	168	238	164
差		63	22	12	91

■ ファミリー・サポート・センターの利用件数の推移

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
量の見込み	年間延べ	42	42	42	42
	定員数				
実績	年間延べ	42	42	15	44
	定員数				
差		0	0	27	-2

■ 町内届出保育施設の利用児童数の推移

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実績	実人数	111	103	70	70

3 こどもと子育て環境及び若者の現状と課題

(粕屋町子ども・子育て支援及び子ども・若者の生活と意識に関する調査結果より)

令和6年7月から8月に、粕屋町に居住する未就学児童（以下「未就学児」という。）のいる2,000世帯および小学校児童（以下「小学生」という。）のいる2,000世帯、小学5年生563人、中学2年生554人及びその保護者、16～39歳の若者2,000人を対象にアンケートを実施しました。未就学児の保護者では1,084件（回収率54.2%）、小学生の保護者では1,090件（回収率54.5%）、小学5年生538件（95.6%）、中学2年生501件（90.4%）、保護者491件（44.0%）、16～39歳532件（26.6%）の回答がありました。

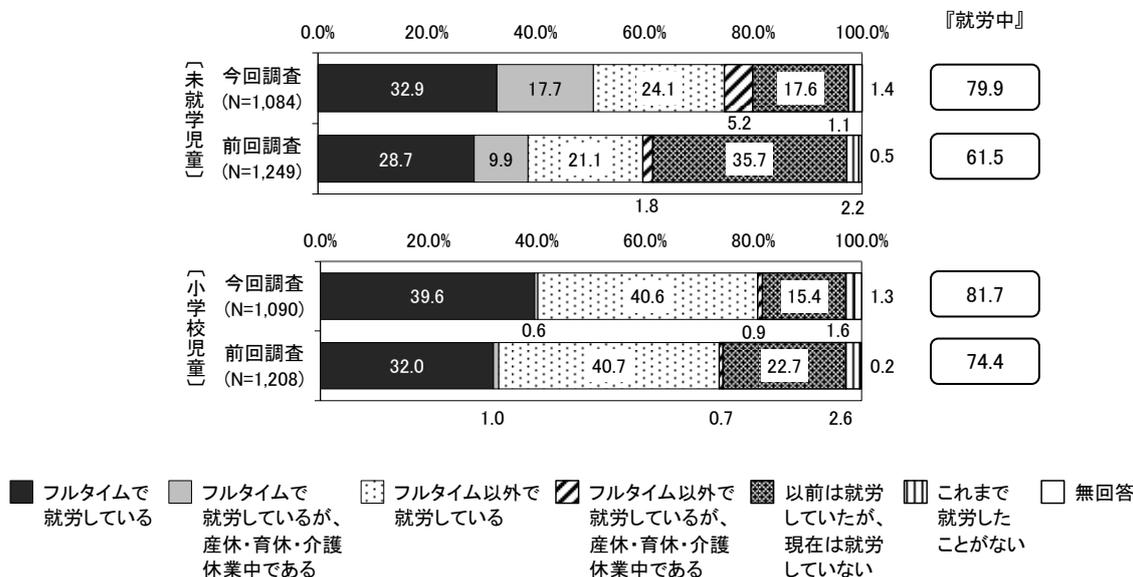
（注）回答の構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100になるとは限りません。また、属性別のグラフで無回答は除いているため、回答数の合計が全体の回答数と合わない場合があります。

(1) 保護者の就労状況

父親の就労状況は、未就学児、小学生ともにフルタイム就労が9割を占めています。

母親の就労状況は、『就労中』の人が未就学児の保護者、小学生の保護者ともに8割にのぼり、前回調査と比較しても増加しています。

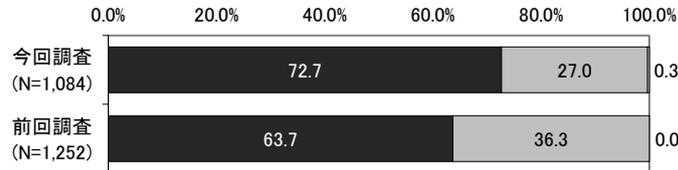
■ 母親の就労状況（前回調査比較）



(2) 事業の利用状況と利用意向

未就学児の保護者で何らかの教育・保育事業を利用している人は7割強で、前回調査から9ポイント増加しています。

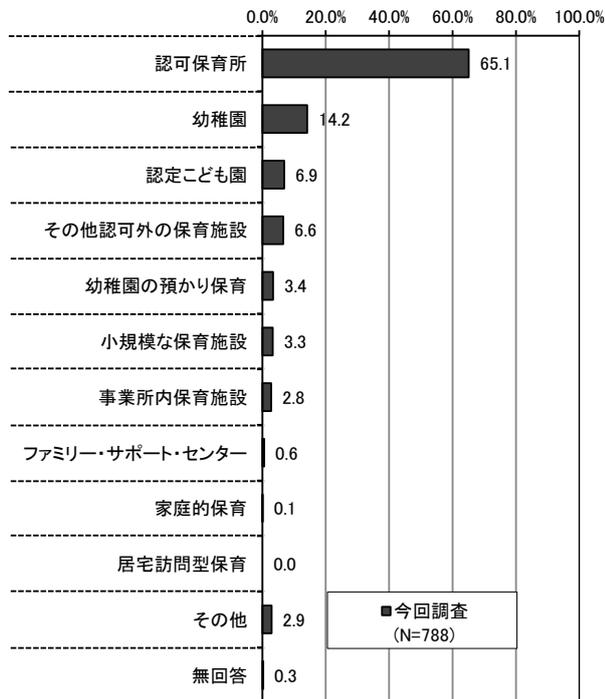
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況【未就学児の保護者】（前回調査比較）



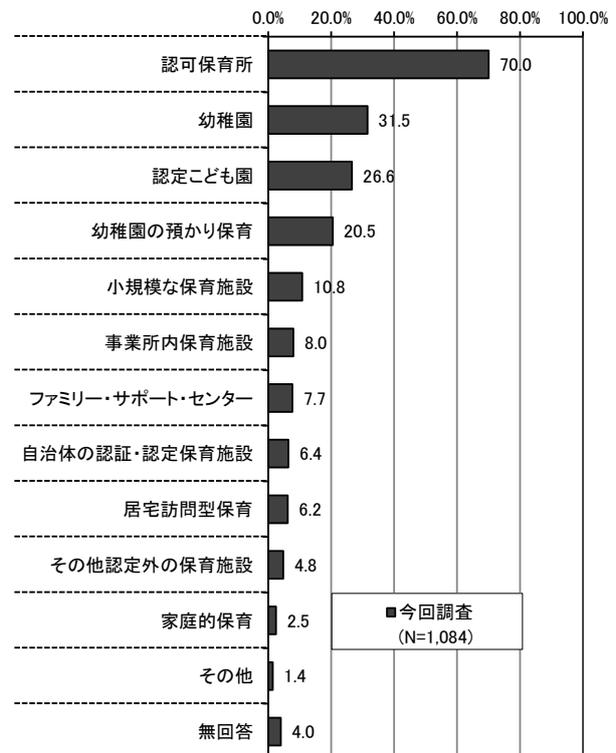
■ 利用している ■ 利用していない □ 無回答

利用している教育・保育事業としては、「認可保育所」が最も多く、特に0歳児では8割にのぼり、1～2歳児では「その他認可外の保育施設」、3～6歳児では「幼稚園」や「認定こども園」の利用割合が高くなっています。

■ 平日の利用事業【未就学児の保護者】



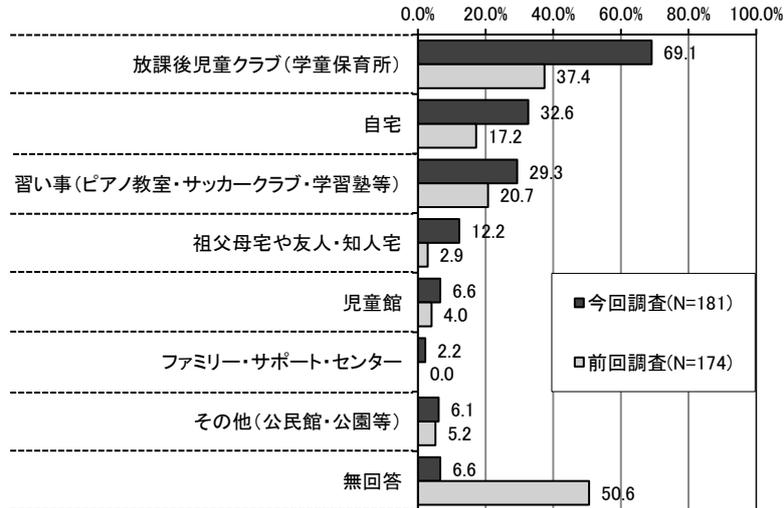
■ 定期的に利用したい事業【未就学児の保護者】



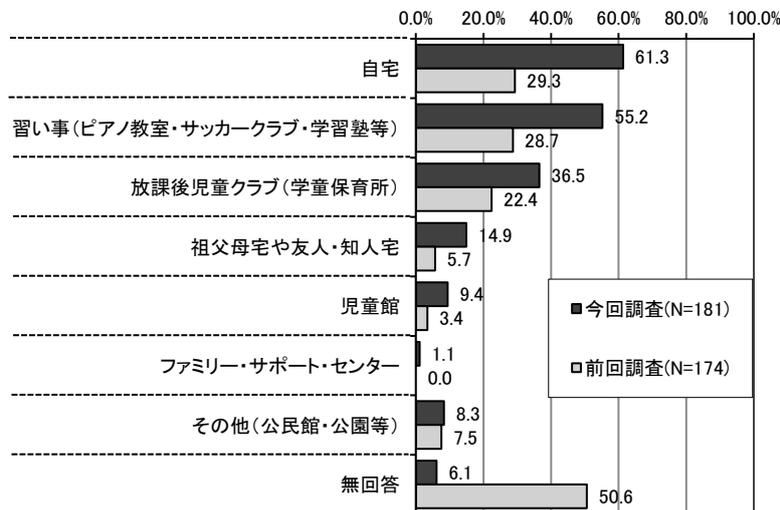
(3) 学童保育の利用意向

未就学児の保護者が小学校低学年時に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ」が約7割を占めて最も多く、前回調査から31.7ポイント増加しています。一方、小学校高学年時に過ごさせたい場所は、「自宅」や「習い事」が5割～6割を占めて高くなっています。

■ 小学校低学年時に過ごさせたい場所【未就学児童の保護者】（前回調査比較）

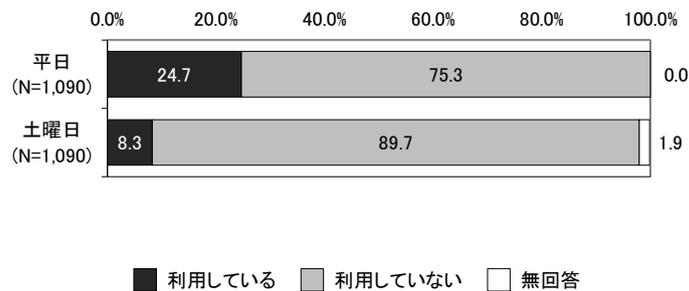


■ 小学校高学年時に過ごさせたい場所【未就学児童の保護者】（前回調査比較）



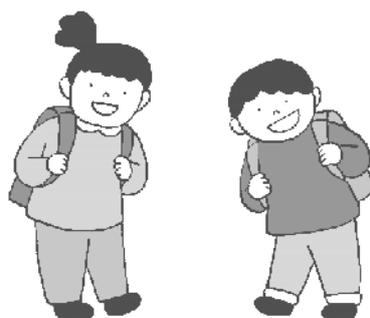
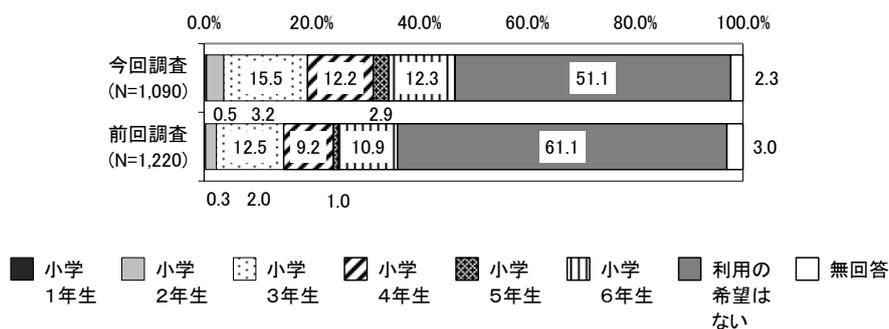
小学生の保護者の放課後児童クラブの平日の利用状況は、2割台半ばとなっています。一方、土曜日の利用状況は1割未満にとどまっています。

■ 学童保育の利用状況【小学生の保護者】（平日・土曜日比較）



いつまで放課後児童クラブを利用したいかについては、「利用の希望はない」が半数を占めているものの、前回調査からは10.0ポイント減少しています。利用希望者は前回調査同様の傾向がみられ、小学3年生までの希望が多くなっています。

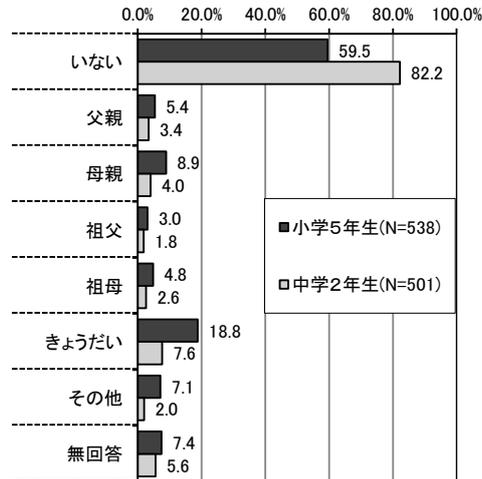
■ 学童保育の利用意向 -いつまで利用したいか- 【小学生の保護者】（前回調査比較）



(4) こどもの生活実態

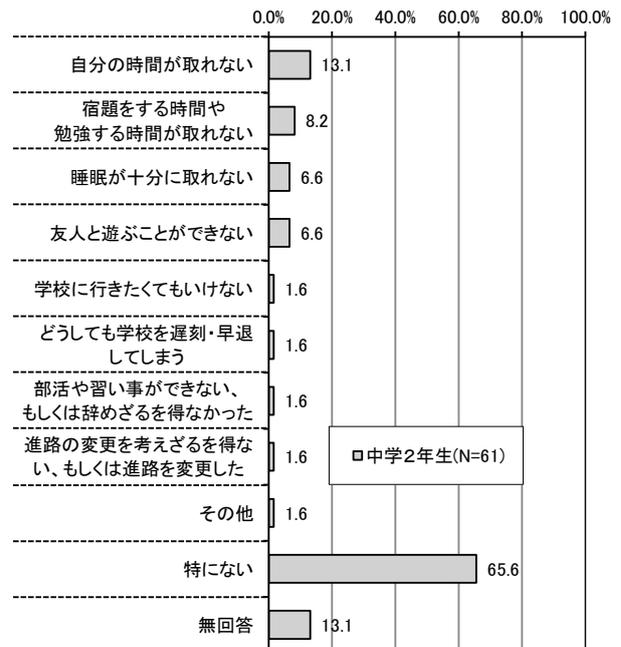
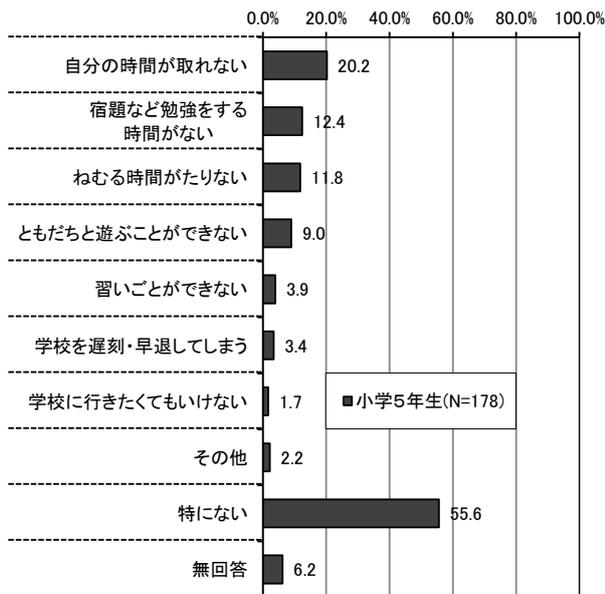
世話をしている家族については、小学5年生、中学2年生ともに「いない」の割合が最も多くなっています。一方、小学5年生では「きょうだい」の世話をしている割合が2割弱と高くなっています。

■世話をしている家族



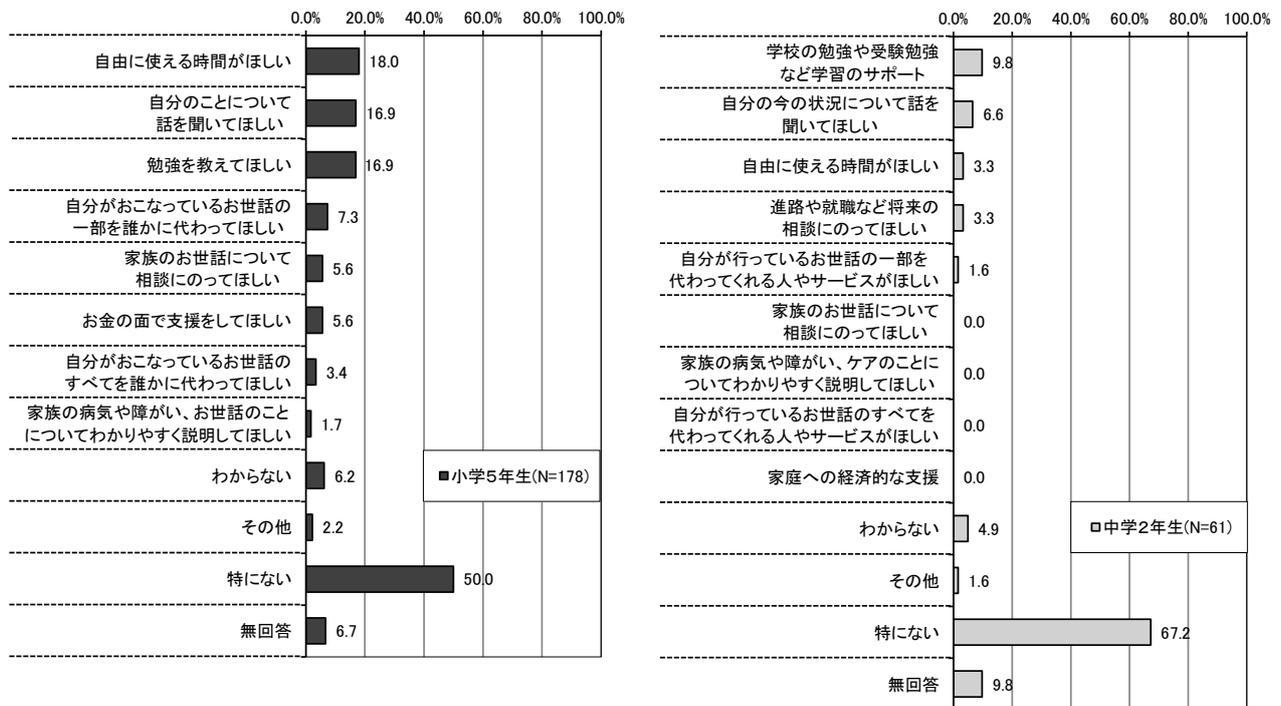
世話による制約については、小学5年生、中学2年生ともに「特にない」が5割～6割を占めて多くなっています。「特にない」を除くと、「自分の時間が取れない」が1割～2割と最も多くなっています。

■世話による制約



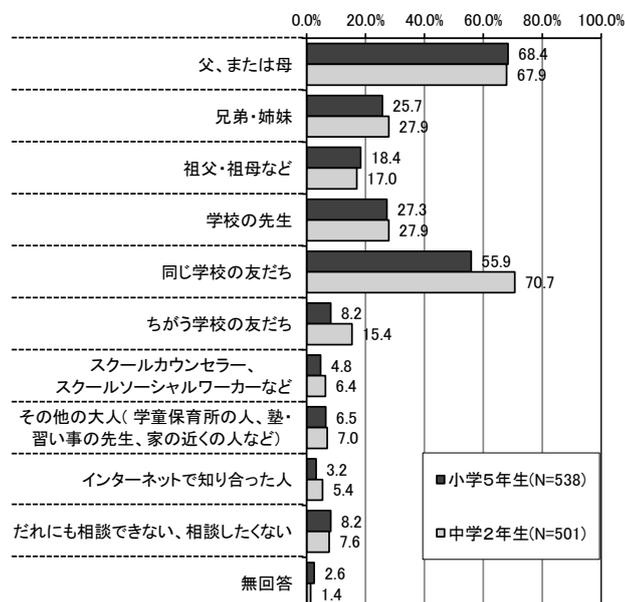
学校や周囲に必要としていることについては、小学5年生では「特にない」が半数を超えて最も多くなっていますが、「自由に使える時間がほしい」、「自分のことについて話を聞いてほしい」、「勉強を教えてほしい」がそれぞれ2割弱と上位を占めています。中学2年生では「特にない」が7割弱を占めて最も多くなっていますが、学校の勉強や受験勉強など学習のサポートを必要としていることもうかがえます。

■ 学校や周囲に必要としていること



悩みの相談相手では、小学5年生、中学2年生ともに「父、または母」が約7割を占めて多くなっていますが、中学2年生では「同じ学校の友だち」の割合が最も高くなっています。

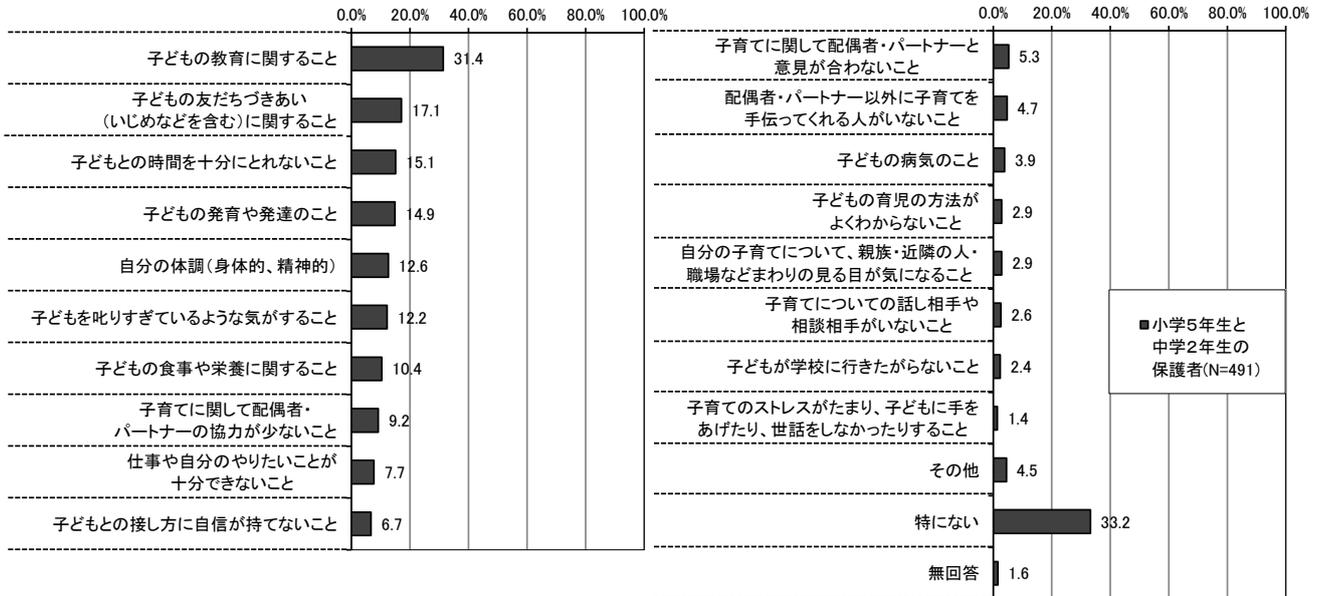
■ 悩みの相談相手



(5) 保護者が抱えている悩みや必要とする支援

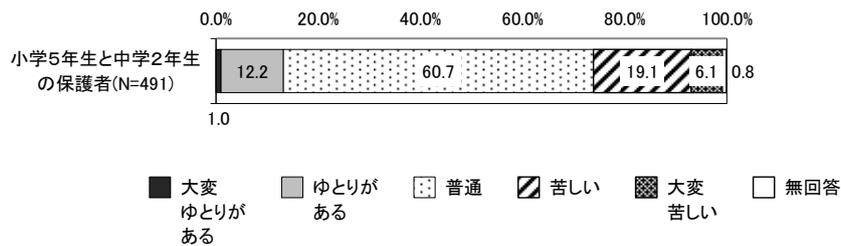
子育ての悩みについては、「特にない」を除いて「子どもの教育に関すること」が3割強で最も多くなっています。次いで、「子どもの友だちづきあい（いじめなどを含む）に関すること」や「子どもとの時間を十分にとれないこと」が続いています。

■ 子育ての悩み



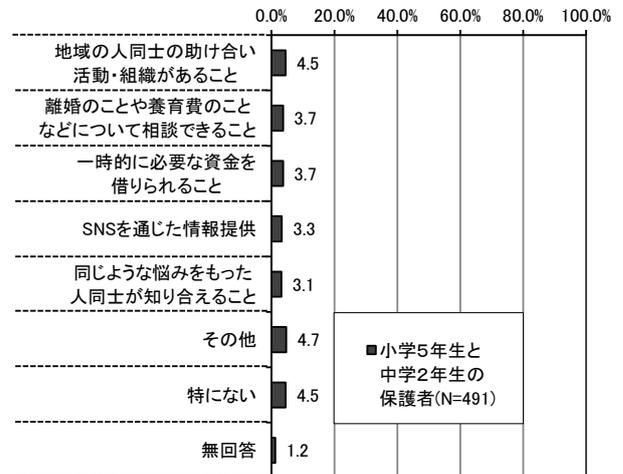
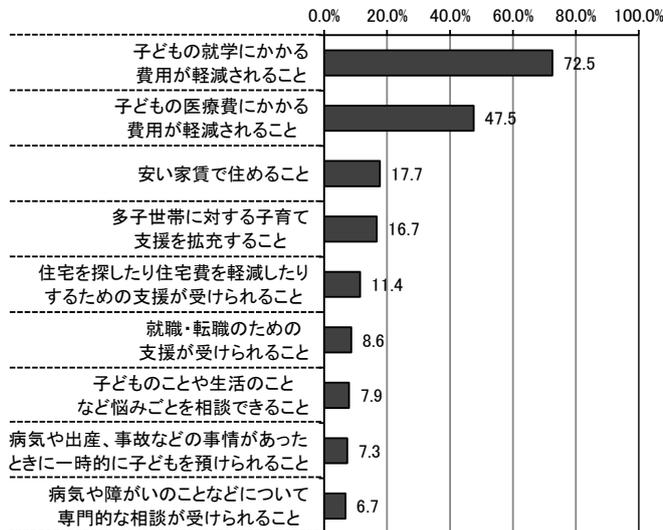
現在の経済状況については、「普通」が最も多く、次いで「苦しい」が約2割で続いています。

■ 現在の経済状況



必要とする支援については、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が7割強で最も多く、次いで「子どもの医療費にかかる費用が軽減されること」が5割弱と続いています。

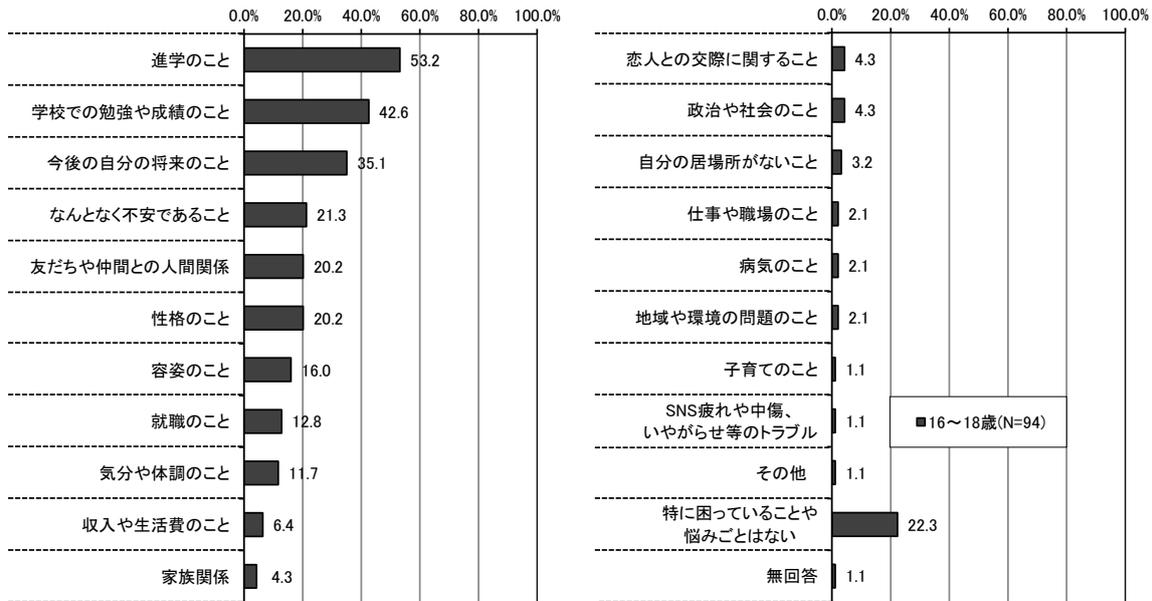
■必要とする支援



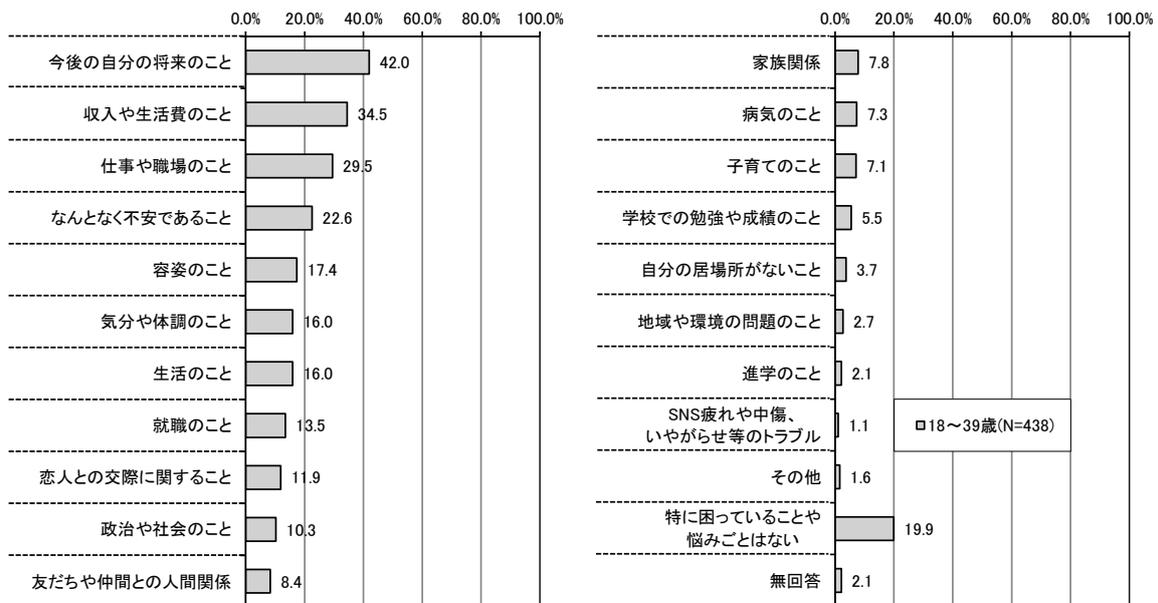
(6) こども・若者の意識

現在の困りごとや悩みについて、16～18歳では「進学のこと」が5割強と最も多く、次いで「学校での勉強や成績のこと」や「今後の自分の将来のこと」と続いています。18～39歳では「今後の自分の将来のこと」が最も多く、次いで「収入や生活費のこと」や「仕事や職場のこと」が続いています。

■現在の困りごとや悩み【16～18歳】



■現在の困りごとや悩み【18～39歳】

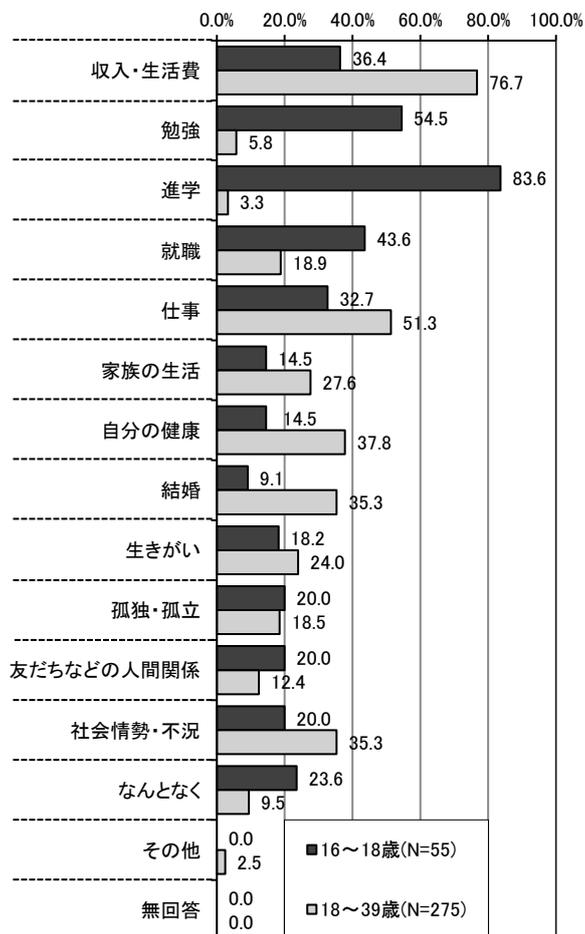


※16～18歳…平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人が対象

18～39歳…昭和60年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人が対象

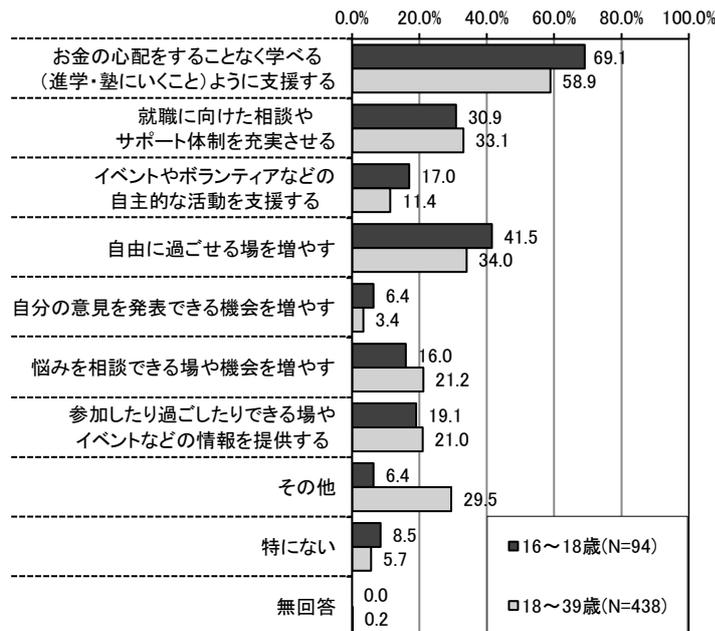
将来の不安について、16～18歳では「進学」が8割強と最も多く、次いで「勉強」や「就職」の割合が高くなっています。18～39歳では「収入・生活費」が8割弱と最も多く、次いで「仕事」や「自分の健康」の割合が高くなっています。また、16～18歳と比べると「結婚」や「社会情勢・不況」などの割合も高くなっています。

■ 将来の不安



若者（39歳までの人）のために必要な取組については、16～18歳、18～39歳ともに「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行くこと）ように支援する」が約6割～7割と最も多くなっています。18～39歳に比べて、16～18歳では「イベントやボランティアなどの自主的な活動を支援する」や、「自由に過ごせる場を増やす」の割合が高くなっています。一方、18～39歳では「悩みを相談できる場や機会を増やす」の割合が高くなっています。

■若者（39歳までの人）のために必要な取組



4 第2期子ども・子育て支援事業計画の成果と課題

第2期計画では、基本方針の各施策について粕屋町独自の成果指標を設定しており、計画期間の5年間については、概ね達成している状況です。第3期計画においても基本方針ごとに目標値を設定し、計画期間に達成できるよう各施策の充実を図り、毎年、進捗状況を把握して、計画の施策・事業の着実な推進に努めていきます。

基本方針Ⅰ 心豊かな子どもが育つまち

No.	事業名	成果指標	実績値 (平成30年)	実績値 (令和5年)	目標値 (令和6年)
1 子どもの最善の利益を守る					
1	青少年育成・人権教育の啓発	三本大会開催回数	1回/年	1回/年	1回/年
2	人権を尊重する町民のつどい	開催回数	1回/年	1回/年	1回/年
4	教職員等への人権研修の推進	町職員への人権研修の開催回数	1回/年	1回/年	1回/年
		保育所・幼稚園・認定子ども園教職員への学人研による研修の開催回数	全員研究会 2回/年	2回/年	2回/年
			研究部会 4回/年	3回/年	4回/年
			全員学習会 1回/年	1回/年	1回/年
5	子ども家庭総合支援拠点の設置	子ども家庭支援員、虐待対応専門員の配置	—	専門職員3人	専門職員3人
7	関係機関の連携強化	実務者会議の開催回数	6回/年	6回/年	6回/年
10	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談機能の充実	スクールカウンセラーの配置人数	小学校に1名 各中学校に1名	4名	4名
		スクールソーシャルワーカーの配置人数	小・中学校に2名	2名	3名
11	教育相談室による相談機能の充実	教育相談室に相談員配置人数	2名	2名	2名
2 子どもの健康・保健事業の充実					
13	乳幼児健診	乳幼児健診受診率と把握率	受診率 97.6% 把握率 100%	受診率 98.4% 把握率 100%	受診率 100% 把握率 100%
14	育児相談	赤ちゃん相談開催回数	12回/年	12回/年	12回/年

No.	事業名	成果指標	実績値 (平成30年)	実績値 (令和5年)	目標値 (令和6年)
15	乳児家庭全戸訪問	乳児家庭全戸訪問率	98.6%	97.8%	約100%
19	幼児の個別療育支援	「こんぺいとう」での療育幼児数	116人	79人	110人
20	幼児の集団療育支援	「つくしんぼ」での療育幼児数	31人	26人	30人
		「さくらんぼ」での療育幼児数	43人	29人	45人
21	発達障がい児等に関する連携支援の充実	保育園・幼稚園・認定こども園の園長会での説明会開催回数	2回/年	2回/年	2回/年
		小学校新一年生の連絡会開催校数	町内4校	町内4校	町内4校
23	発達相談（運動発達相談、発達相談、言語相談）の充実	運動発達相談を受けた人数	28人	22人	30人
		発達相談を受けた人数	1,094人	1,059人	1,000人
		言語相談を受けた人数	221人	61人	150人
25	年長児相談会	参加率	98.0%	96.3%	100%
3 豊かな心を育む教育の推進					
26	年齢に応じた本に親しむ取組の推進	おはなし会実施回数	回数181回/年 参加人数3,559人	回数143回/年 参加人数1,485人	回数150回/年 参加人数4,600人
27	ブックスタート事業・ブックスタートフォローアップ事業	10か月児健診時ブックスタートパック配布率	98.6%	99.4%	100%
		3歳児健診対象者ブックスタートフォローアップ事業参加率	—	45%	50%
28	保育所、幼稚園、認定こども園における文化芸術に触れる機会の提供	保育所、幼稚園、認定こども園での観劇会開催回数	1回/年	1回/年	1回/年

No.	事業名	成果指標	実績値 (平成30年)	実績値 (令和5年)	目標値 (令和6年)
29	子どもの読書の 推進	講演会開催回数	2回/年	1回/年	2回/年
		上映会開催回数	4回/年	2回/年	4回/年
		工作教室開催回数	4回/年	2回/年	4回/年
		図書館員体験 開催回数	2回/年	3回/年	2回/年
		原画展開催回数	1回/年	0回/年	1回/年
30	子どもが参加する 生涯学習センター 事業の推進	夏休み子ども体験 教室参加者数	—	90人以上	300人以上
34	適切な進路指導・ 相談支援	教育支援委員会 開催回数	7回/年	7回/年	7回/年
37	知的障がい者 (児)・発達障がい 者(児)親子交流 事業	開催回数	—	廃止	—
39	歴史教育の推進	歴史教育受講者数	延べ691人 以上/年	延べ864人 以上/年	延べ700人 以上/年
40	福祉体験教室	開催回数参加者数	1回/年 64人	1回/年 52人	1回/年 70人
42	地域人材の派遣	地域人材年間 派遣数	延べ208人/年	延べ106人/年	延べ300人/年
43	社会体育行事	粕屋町総合体育館 こども教室の参加 人数	—	延べ1,763人/年	延べ3,300人/年
		粕屋町ジュニア団体 の参加人数	延べ2,649人/年	延べ656人/年	延べ1,400人/年
45	地域通学合宿	通学合宿実施 分館数	1分館	1分館	2分館

基本方針Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち

No.	事業名	成果指標	実績値 (平成30年)	実績値 (令和5年)	目標値 (令和6年)
1 安心して出産・子育てできる環境の整備					
49	両親学級	日曜パパとママの たまご学級開催回数	3回/年	4回/年	4回/年
51	経済的支援制度 の周知	児童手当制度に ついて広報紙に 掲載回数	3回/年	3回/年	3回/年
52	子ども医療費助成	制度の周知と対象者 への医療証の交付	—	100%	100%
2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化					
58	かすやキッズネット 発行	発行回数	—	12回/年	12回/年
5	子ども家庭総合 支援拠点の設置 (再掲)	子ども家庭支援 員、虐待対応 専門員の配置	—	専門職員3人	専門職員3人
10	スクールカウンセラ ー、スクールソーシ ャルワーカーによる 相談機能の充実 (再掲)	スクールカウンセラ ーの配置人数	小学校に1名 各中学校に1名	4名	4名
		スクールソーシ ャルワーカーの配置人数	小・中学校に2名	2名	3名
11	教育相談室に よる相談機能の 充実(再掲)	教育相談室に 相談員配置人数	2名	2名	2名
13	乳幼児健診 (再掲)	乳幼児健診受診率 と把握率	受診率 97.6% 把握率 100%	受診率 98.4% 把握率 100%	受診率 100% 把握率 100%
14	育児相談 (再掲)	赤ちゃん相談開催 回数	12回/年	12回/年	12回/年
15	乳児家庭全戸 訪問(再掲)	乳児家庭全戸 訪問率	98.6%	97.8%	約100%
3 子育てについての学習と交流の充実					
60	育児教室の実施	赤ちゃん体操教室 開催回数	12回/年	12回/年	12回/年
		もぐもぐ離乳食教室 開催回数	12回/年	12回/年	12回/年

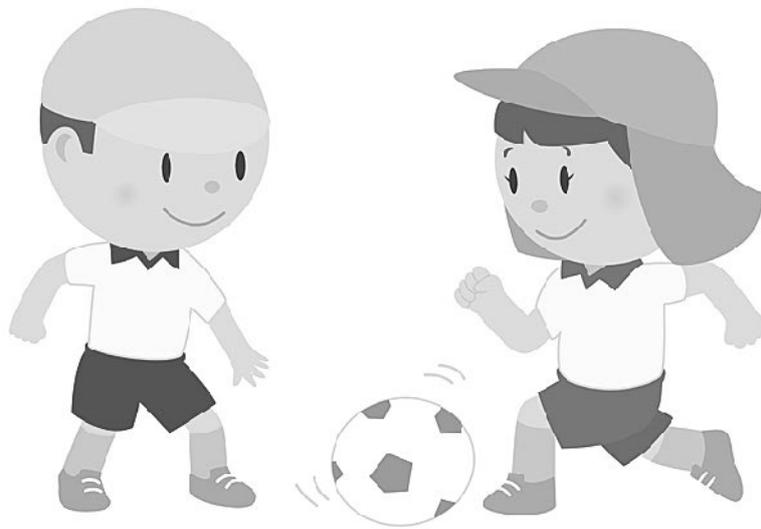
No.	事業名	成果指標	実績値 (平成 30 年)	実績値 (令和 5 年)	目標値 (令和 6 年)
61	親子サロンの充実	ボランティア研修会の開催回数	—	2 回/年	2 回/年
66	ハッピーエンジェル の会	多胎児・未熟児の 保護者交流会開催 回数	3 回/年	3 回/年	3 回/年
4 子育てと仕事や他の活動との両立支援					
75	届出保育施設 運営費補助	補助交付か所数	6 か所	4 か所	4 か所
5 子育てにおける男女共同参画の推進					
49	両親学級 (再掲)	日曜パパとママの たまご学級開催回数	3 回/年	4 回/年	4 回/年

基本方針Ⅲ 子どもを見守り、育むまち

1 子どもと子育てに安心なまちづくり					
91	かすやこども館 運営管理事業	かすやこども館 利用者数	—	延べ 41,106 人/年	延べ 58,000 人/年
99	交通安全に対する 意識の高揚	幼稚園、保育所、 小学校で交通安全 教室の開催回数	—	4 回/年	全幼稚園、保育所、 小学校で 1 回/年
		小学 4 年生を対象 の自転車教室実施	—	4 回/年	各小学校で 1 回/年
2 地域における交流・ネットワークづくりの促進					
101	かすや子どもの日 ㊦っしょいフェスタ の開催	かすや子どもの日 ㊦っしょいフェスタ 開催回数	1 回/年	1 回/年	1 回/年
103	子ども会育成会 支援	ジュニアリーダー数	41 人	9 人	60 人
106	学生ボランティアの 育成	延べ 学生ボランティア数	延べ 135 人	延べ 82 人	延べ 150 人
3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進					
109	児童福祉月間の 周知	児童福祉月間の 啓発ポスター掲示 の回数	1 回/年	1 回/年	廃止

第 3 章

計画の基本的考え方



第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法では、父母などの保護者が子育てについて第一義的責任をもつことを基本的認識としながら、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本的考え方としています。こどもの視点に立ち、こども自身がそれぞれの可能性を十分に伸ばして成長していくことが重要です。

また、「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法と位置づけられており、さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。

このような流れを受け、本計画においては、子ども・子育てに関する前期計画の視点と理念を継承しながらも、新たに若い世代が笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、行政と住民が一体となって、「**か**がやく笑顔で **す**こやかに こどもが育つ **や**さしいまち かすや」を計画の基本理念とします。

かがやく笑顔で

すこやかに こどもが育つ

やさしいまち かすや

2 計画の基本的視点

1. こどもや若者、子育て当事者の視点

「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会であるとされています。

本計画を推進するにあたっては、この理念に沿ってこどもの権利を擁護し、こどもの幸せを第一に考えるとともに、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を反映させながら、ともに取組を進めていくものとします。

2. すべてのこどもと家庭を支える視点

本計画は、家族の状況等の事情により社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含め、すべてのこどもや子育て家庭を対象とするものです。こどもや子育て中の保護者に対し、身近な地域において、必要とされる支援を可能な限り講じることで、一人ひとりのこどもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

3. 社会全体でこどもと子育て、若者の社会参加を支援する視点

こどもは、社会の希望であり、未来をつくる力となる存在です。こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。子育て家庭だけではなく、社会のあらゆる分野における人々が、こどもと子育てに対する関心や理解を深め、地域や社会がこどもや保護者に寄り添うことで、すべてのこどもが健やかに成長できる社会を目指します。

また、次代を担う若者の成長と社会参加に対し、地域社会全体で支援する視点も含め、様々な取組を進めます。

3 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、以下の基本方針を掲げて取り組むものとします。

I 心豊かなこどもが育つまち

こどもは、本来一人ひとりが様々な可能性や力を持っています。周囲の大人や社会には、こどもがのびのびと育つことができる環境を整え、こどもが自ら育つ力を伸ばしていくことを支える責務があります。また、子ども・子育て支援を進めるにあたっては、こどもの幸せを第一に考え、こどもの最善の利益が尊重されるよう配慮されなければなりません。こどもの権利についての啓発を進めるとともに、こどもの健康と福祉が守られるよう、各種健康・保健事業の施策の充実や児童虐待の防止を図ります。また、こどもの豊かな心を育むべく、交流の機会や生活体験・自然体験等の機会を豊富に持てるような取組を推進します。

II 安心して楽しく子育てができるまち

こどもの育ちを支え、こどもの最善の利益を守るためには、子育ての当事者である家庭や保護者が安心して子育てができることが重要です。子育てをしている人や、これから子育てをしたいと思っている人が、精神的、身体的にゆとりをもち、安心して出産や子育てをすることができるよう支援します。子育てに関する相談や学習機会を充実するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。また、子育てをする人が子育てと仕事やその他の活動との両立ができるよう、両立支援の充実や子育てにおける男女共同参画を推進します。

III こどもを見守り、育むまち

こどもの健やかな育ちと子育て家庭を支えることは、未来への投資でもあり、地域や企業等も含めて社会全体で取り組んでいくことが重要です。こどもと地域との交流や、企業等への啓発を推進し、こどもと子育てを地域や社会全体で見守り育てるという意識を醸成することで、こどもと子育てにやさしいまちづくりを進めます。また、こどもが地域において安心して暮らし、活動することができるよう、公園や遊び場、道路等の整備と充実に努めるとともに、事故や犯罪からこどもを守る環境づくりを推進します。

IV 若者の未来を応援するまち

次代を担う若者が就学・就労を通じて社会に参加し、希望に応じ結婚・出産を経て生活基盤を確立することに対する支援が必要です。本計画においては、そうした若者の社会参加を支援する視点にたち、地域の様々な社会資源と連携し、様々な取組を進めます。

4 計画の推進に向けた重点的取組

本計画を推進するにあたり、「粕屋町子ども・子育て会議」において粕屋町のこどもと子育て支援の現状や課題、今後の重要な施策について議論を重ねました。これらの議論の内容を踏まえて、次の3つの施策の方向を特に重点的に取り組むべき施策として位置づけ、着実に推進していきます。

(1) こどもと子育て、若者に対する相談体制の充実

本町は、すべてのこどもと子育て家庭を支援の対象として、障がいや発達の違いの有無にかかわらず、こども一人ひとりが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできるまちを目指してきました。そのため、これまでも相談や療育支援に力を入れてきましたが、近年では複合的な要因から、支援を必要とするこどもや家庭が増加していることを踏まえ、こども家庭センターにおいて、一層の充実を図り、早期の発見と適切な支援を推進します。

また、今後は若者の社会参加に向けた相談体制の整備についても、取組を進めます。

(2) 地域の交流・ネットワークづくり

こどもの育ちや安全を地域全体で支えるためには、家庭や保育所、幼稚園、認定こども園、学校とともに地域の民生委員、区長、住民等が連携して、こどもたちを見守る活動を推進することが重要です。また、こどもや保護者が地域の人々と世代を超えて交流する機会をもつことで、地域でこどもを見守るという意識が高まると考えられます。保育所、幼稚園、認定こども園、学校、そして地域との交流・ネットワークづくりを推進し、地域全体でこども・子育てを支えるという気運の醸成を図ります。また、地域の子育てに関する人材の育成に取り組めます。

(3) こどもの居場所づくり

すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。すでに多くのこどもや親の居場所となっている「かすやこども館」をはじめ、公民館や図書館などの社会教育施設を含め、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取組を進めます。

第 4 章

施策の展開



第4章 施策の展開

1 計画の体系

基本理念	基本方針	施策の方向	
か が や く 笑 顔 で す こ や か に こ ど も が 育 つ や さ し い ま ち か す や	I 心豊かな子どもが育つまち	1 子どもの最善の利益を守る	(1) 子どもの権利に関する啓発 (2) 子どもの人権擁護
		2 豊かな心を育む教育の推進	(1) 文化、芸術に触れる機会の拡充 (2) 思春期教育の推進 (3) 障がいのある子どもの教育の推進 (4) 子どもの交流・学習機会の充実
	II 安心して楽しく子育てができるまち	1 安心して出産・子育てできる環境の整備	(1) 安心して出産・子育てできる支援の充実 (2) 親子の健康づくり (3) 子育てに伴う経済的負担の軽減 (4) ひとり親家庭への支援
		2 配慮を必要とする子どもへの支援	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ヤングケアラーへの支援 (3) 子どもの貧困対策 (4) いじめ防止 (5) 不登校の子どもへの支援 (6) 障がいのある子どもの療育支援
		3 子育てに関する相談・情報提供体制の強化	(1) 子育てに対する相談体制の充実 (2) 子どもと子育てに関する情報提供の充実
		4 子育てについての学習と交流の充実	(1) 親同士の交流機会の拡大を図る (2) 育児サークル活動の支援 (3) 子育て等に関する学習機会の充実
		5 子育てと仕事や他の活動との両立支援	(1) 保育所、幼稚園、認定子ども園におけるサービスの充実 (2) 教育・保育施設の充実 (3) 保育所、幼稚園、認定子ども園、小学校の連携による教育・保育の充実 (4) 学童保育における保育サービスの拡充 (5) 保護者の働きやすい環境の整備・充実
		6 ジェンダー平等意識にもとづく子育て支援	(1) 養育者の子育てに関する学習や交流の機会の拡充 (2) ジェンダー平等の視点による意識改革
	III こどもを愛する、育つまち	1 子どもと子育てに安心なまちづくり	(1) 子どもの居場所づくり (2) 事故や犯罪から子どもの安全を守る環境づくり
		2 地域における交流・ネットワークづくりの促進	(1) 地域における相互交流・世代間交流の促進 (2) 子どもに関する諸団体のネットワークづくり (3) 子育て支援者・ボランティアの育成
		3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進	(1) 啓発活動の推進 (2) 住民参加の推進
	IV 若者の未来を応援するまち	1 青年期の就学支援	(1) 高等教育の就学支援 (2) 高等教育の充実
		2 生活基盤の安定支援	(1) 就労支援 (2) 結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援 (3) 悩みや不安を抱える若者への相談体制整備

2 具体的施策の展開

基本方針 I 心豊かなこどもが育つまち

施策の方向性 1 こどもの最善の利益を守る

日本も批准している国連の「こどもの権利条約」には、こどもの基本的人権の尊重について、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」という4つの権利を定め、「こどもの最善の利益」を確保することが大人の責務として定められています。平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」においても、国が定める基本指針では「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本としています。また、令和5年に施行された「子ども基本法」では、すべてのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすることを基本理念に掲げています。

しかし、現状ではいじめや児童虐待等、こどもの人権が侵害される事態が近年増加しています。一人ひとりのこどもが、安心して心身ともに健やかに成長できるよう、虐待の防止、早期発見と対応、被害を受けたこどもへの支援について社会全体で推進することが重要です。

よって、保護者と地域の人々、そしてこどもたち自身が、こどもの人権を尊重することについての認識を深めるための啓発を推進します。また、こどもたち自身や教職員がこどもの権利について理解を深め、権利擁護につなげることのできるよう、人権教育を充実します。

(1) こどもの権利に関する啓発

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	人権教育・人権啓発の推進	「青少年育成町民の会」「人権問題啓発集会」「社会を明るくする運動集会」を合わせた三本大会を通じて、こどもの人権を尊重することの大切さに関する認識を深めるための啓発を進めます。また、こどもの権利に関する情報について、町広報紙や人権啓発冊子「わかさ」の全戸配布等を通じ、啓発に努めます。	社会教育課
2	人権を尊重する町民のつどい	人権教育について、「人権を尊重する町民のつどい」などにより、町民に対する啓発活動を推進し、町民の人権意識の高揚を図ります。	社会教育課
3	教職員等への人権教育の推進	保育所、幼稚園、認定こども園、学校の教職員や町職員等に対して、人権に関する研修を行い人権意識の高揚を図ります。 今後も研修内容の充実に努めて参加を促進していきます。	社会教育課 総務課 子ども未来課 学校教育課
4	児童への人権教育の推進	保育所、幼稚園、認定こども園において、日々の教育・保育における人との関わりの中で、一人ひとりの大切さや自分を大切にすることを教えます。また、小学校においては、教科となった道徳をはじめ各教科に人権の視点を適切に位置づけ、人権教育を推進します。	学校教育課 子ども未来課

(2) こどもの人権擁護

No.	事業名	事業の概要	担当課
5	「人権の花」運動	小学3年生を対象に、人権擁護委員と連携し、「人権の花」運動を通して協力や感謝することの大切さを学ぶとともに、命の大切さや相手へのやさしい思いやりの心、人権思想を育むことを目的に実施しています。また、こどもに関する人権問題の相談方法として「SOSミニレター」や「こどもの人権 110 番」の説明をしています。	社会教育課 子ども未来課
6	人権学習会	学校から依頼を受け、人権擁護委員と連携し、人権学習会を実施しています。また、地域（自治公民館）人権学習会の中で、こどもの人権について説明しています。	社会教育課 子ども未来課
7	人権作品の制作	児童・生徒が人権について考える機会とするため、人権作品（作文・標語・ポスター）の制作を依頼し、「人権を尊重する町民のつどい」で入賞者の表彰を実施します。また、優秀作品を掲載した人権冊子「わかくさ」を発行し、全戸配布しています。	社会教育課 子ども未来課
4	児童への人権教育の推進（再掲）	保育所、幼稚園、認定こども園において、日々の教育・保育における人との関わりの中で、一人ひとりの大切さや自分を大切にすることを教えます。また、小学校においては、教科となった道徳をはじめ各教科に人権の視点を適切に位置づけ、人権教育を推進します。	子ども未来課 学校教育課

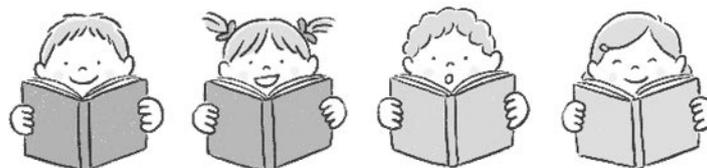


施策の方向性 2 豊かな心を育む教育の推進

こどもたちが個性豊かに社会性や道徳性、生活力を育てていくためには、発達段階に応じた多様な学習機会の提供が必要です。また、こどもの豊かな感性の育成のために、幼少期から芸術鑑賞や読書に触れる機会が十分に提供されることが望まれます。

本町では、令和2年より「粕屋町文化芸術推進基本計画」に基づき、こどもたちが文化や芸術に触れる機会の提供を行っており、今後もこれらの事業の充実を図ります。また、思春期教育の前段階として、保育所、幼稚園等での日々の教育・保育における人との関わりの中で一人ひとりの大切さや自分を大切にすることを伝え、小・中学校では性教育や健康教育、メディア利用に関する教育に計画的に取り組み、こどもの健やかな成長を支援します。

さらに、様々な体験教育や異年齢・異世代交流の機会を設け、こどもたちの主体的な学びと活動を推進します。人との交流を通じた学びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点となります。体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、地域、学校・園、家庭、民間団体、企業等が連携・協働して、こども・若者のライフステージに応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な活動に取り組みます。



(1) 文化、芸術に触れる機会の拡充

No.	事業名	事業の概要	担当課
8	年齢に応じた本に親しむ取組の推進	赤ちゃん向けから小学生向けまで、成長に合わせたおはなし会を継続していきます。家庭や保育所、幼稚園、認定こども園等への周知と参加の促進に努めます。おはなし会の担い手となる読書ボランティアの支援と、育成を継続していきます。	社会教育課 (図書館係)
9	ブックスタート事業・ブックスタートフォローアップ事業	10 か月児健診時に、絵本の紹介とボランティアによる読み聞かせを行います。また、ブックスタートフォローアップ事業として、3歳児健診時に引換券を渡し、かすやこども館でおはなし会を行い、3歳児に適した絵本を配布します。今後は、対象となる児童の保護者に向けて、ブックスタートフォローアップ事業の周知に努めていきます。	社会教育課 (図書館係) 子ども未来課
10	子どもの読書の推進	子ども読書の日、図書館まつり、「子どもと読書」講演会等の各種イベントを行い、こどもの図書館利用を促進していきます。こどもや親子が参加しやすい行事を工夫し、図書館利用を促進していきます。	社会教育課 (図書館係)
11	こどもが参加する生涯学習センター事業の推進	「粕屋町文化芸術推進基本計画」に基づき、文化協会の協力のもと「夏休み子ども体験教室」を実施し、小学生の文化・芸術への体験・発表の場を設けます。また、「かすや児童合唱団」「かすやプラスふえす」の活動支援など、こどもが芸術に触れる機会を提供していきます。	社会教育課
12	保育所、幼稚園、認定こども園における文化芸術に触れる機会の提供	保育所、幼稚園、認定こども園の児童を対象とした鑑賞会や観劇会を通じて、乳幼児期から文化芸術に親しめるよう努めます。また、保育所で和太鼓に取り組むなど、こども自身が文化活動に参加するような取組を進めます。	子ども未来課

(2) 思春期教育の推進

No.	事業名	事業の概要	担当課
13	性といのちの教育	性を正しく理解し、心身のバランスある発達を促すとともに、思いやりの心を育むための教育を行います。デートDVや性暴力防止などに関する県の事業と連携して、保護者とともに学ぶ機会や専門的な外部講師の招へいを行うなど、充実を図ります。	学校教育課
14	喫煙・薬物乱用、メディア等についての正しい知識の教育	思春期における健やかな心身の発達のため、児童・生徒が喫煙、飲酒、薬物乱用等について学ぶ機会を提供していきます。また、メディアが児童・生徒に及ぼす影響も大きいことから、適切なメディア利用についての指導を行っていきます。	学校教育課

(3) 障がいのあるこどもの教育の推進

No.	事業名	事業の概要	担当課
15	適切な進路指導・相談支援	障がいの状況にあわせ、特別支援学校を含め、その子にあった就学先を保護者に紹介します。また、障がいのあるこどもの就業支援や生活支援については、相談支援事業所やサービス事業所等の関係機関と連携して対応を図ります。	介護福祉課 学校教育課
16	障がい児放課後等対策事業	学童保育への通所が難しい障がい児を、その家族の就業支援や一時的休息(レスパイト)のために、放課後や長期休暇中に福祉センターで一時預かりをします。	介護福祉課
17	特別支援学級・通級指導教室	各学校の特別支援学級において、療育、支援が必要な児童・生徒に対する適切な教育を行います。また、小・中学校の通常学級に在籍している軽度の障がいがある児童・生徒に対して、障がいの程度に応じた特別な指導を通級指導教室で行います。	学校教育課
18	障がい児教育の充実	すべての小・中学校で、特別支援教育コーディネーターが中心となり学習指導の充実や生活への適応指導等の充実を図ります。また、特別支援学級数の増加に伴い、学校支援員の充実を図ります。今後も、個に応じたきめ細かな支援ができるよう、職員の研修を行うなど、指導体制の充実を図ります。	学校教育課

(4) こどもの交流・学習機会の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
19	中高生の保育所、幼稚園、認定こども園等でのこどもとの交流	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校及びかすやこども館において、中高生の職場体験やボランティアの受け入れを行い、乳幼児との触れ合いとともに子育てを体験し、学習する機会を提供します。	学校教育課 子ども未来課
20	歴史教育の推進	歴史資料館でこども向けの講座を開催し、歴史学習の機会を増やすとともに、歴史資料に触れる機会の創出を図ります。また、小・中学生向けの粕屋町歴史副読本「小・中学生のための粕屋町の歴史」を活用し、こどもが地域の歴史を身近に感じ意欲を持てるよう、学習機会を提供していきます。	社会教育課
21	福祉体験教室	小学生を中心に、福祉についての理解を深めることを目的として体験教室を開催します。	介護福祉課 (社会福祉協議会)
22	総合学習支援	小・中学校で開催される、福祉体験学習を支援します。また、各小・中学校・高等学校へ福祉教育のための助成を行います。	介護福祉課 (社会福祉協議会)
23	地域人材の派遣	こどもの健やかな成長を支援するため、地域の人材を発掘・活用し、異年齢・異世代交流を進めます。幅広い派遣要請に応えることができるよう、文化協会など社会教育関係団体の協力を得ながら講座の種類を増やしていくとともに、学校の「ゲストティーチャー」への人材派遣の活用を働きかけます。	社会教育課
24	社会体育行事	小学生ソフトボール大会や各種ジュニア大会、総合体育館におけるスポーツ活動など、スポーツ振興と健康づくりのため、こどもが参加できるスポーツ環境づくりに努めます。粕屋町総合体育館で行う子ども教室の実施や、各ジュニアスポーツ団体の活動支援を行います。	社会教育課
25	ときめき体験事業	親元を離れて団体行動を行う研修等を通じて青少年相互の連携を深めるとともに、団体生活での規律、社会参加の意義等を学ぶ機会を提供します。参加者がスタッフとして参加するなど、青少年相互の交流も図っています。	社会教育課
26	地域通学合宿	団体生活を体験させることにより、こどもたちの自主性・協調性・忍耐力を養うため、各分館単位での通学合宿を実施します。	社会教育課
27	プロスポーツチームとの交流	サッカーやバスケット等のプロスポーツチームとのフレンドリータウン協定に基づき、こどもたちと選手の交流を展開し、地域スポーツの振興や活性化を図ります。	協働のまちづくり課

基本方針Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち

施策の方向性1 安心して出産・子育てできる環境の整備

安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めるにあたっては、妊娠期から周産期、新生児期及び乳幼児期からの母子の健康づくりへの取組が非常に重要です。ライフスタイルや家族形態の多様化が進む中、母親が安心して出産でき、子どもが健やかに成長するためには、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない、子どもの年齢や家庭の状況に応じた支援が求められます。

本町では、妊娠中の母子の健康管理のため、妊婦健診の公費補助や、母子手帳交付時の相談、情報提供、必要に応じての個別訪問等を行っています。今後は、新たに計画に追加される産後ケア等の事業とあわせて周知を図り、適切な利用を促進します。また、子育てに伴う経済的負担の軽減に向け、児童手当等の経済的支援制度の周知を進めるとともに実態の把握に努め、必要な支援について検討します。

そのほか、ひとり親家庭に対しては、ひとり親家庭相談事業や母子父子寡婦福祉資金貸付金等の支援制度についての周知を図り、適切な利用を促進します。



(1) 安心して出産・子育てできる支援の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
28	妊婦健康診査	安全で健やかな妊娠・出産を支援し、母親の健康の保持、増進を図るため、妊婦健診費用について公費補助を行います。	子ども未来課
29	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時に、こども家庭センターの専任コーディネーターや保健師により、相談や指導、情報提供を行います。また、栄養や喫煙についても情報提供を行います。	子ども未来課
30	両親学級	妊娠、出産、育児等の正しい知識の普及、妊婦の交流、父親の子育てへの意識啓発を目的として、両親学級を日曜日に実施します。	子ども未来課
31	養育支援訪問事業	養育環境の維持・改善、育児不安の解消や養育技術の提供などを目的に、保健師や子ども家庭支援員等の専門職が対象家庭を訪問して支援を行います。	子ども未来課
32	産後ケア費用助成事業	産婦人科や助産院等の専門職による、産後の母親の心身のケアや、育児のサポートを行う産後ケアに係る費用を助成します。	子ども未来課
33	新生児聴覚検査費用助成事業	生後間もない時期（退院までの間）に、産科医療機関等で実施している耳の聞こえの検査にかかる費用の一部を助成します。	子ども未来課
34	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	妊娠時から出産・子育てまで一貫した相談支援の充実を図るとともに、経済的支援を実施するため、妊娠時に5万円、出生後に5万円の計10万円を給付します。	子ども未来課
35	産婦健康診査費用助成事業	産後2週間、産後1か月などの生後間もない時期の産婦に対する健康診査「産婦健康診査」の費用助成を行い、支援が必要な産婦を早期に発見することで、必要な支援やサービス等につなげます。	子ども未来課
36	1か月児健康診査費用助成事業	1か月児健康診査に係る費用を助成します。	子ども未来課
37	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども未来課
38	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。	子ども未来課

(2) 親子の健康づくり

No.	事業名	事業の概要	担当課
39	乳幼児健診	乳幼児の心身の発達発育の確認のために、4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児を対象に、健康診査を実施します。さらに、個別相談を実施し、子育てに関する情報提供及び保護者の育児不安の軽減を図ります。また、2 歳児に対しては歯科健診を実施します。	子ども未来課
40	育児相談	育児不安の軽減のため、保健師、助産師による赤ちゃん相談の定期的な実施や、電話相談等を実施します。	子ども未来課
41	乳児家庭全戸訪問	乳児の発育・発達確認、母親の健康状態の確認、育児相談の場として、保健師等による4 か月までの乳児のいるすべての家庭を対象とした訪問を実施します。	子ども未来課
42	乳幼児医療体制の整備	周辺市町村や医師会、粕屋保健福祉事務所など関係機関と連携して、乳幼児医療体制の充実に努めます。	子ども未来課
43	食育の推進	「健康かすや 21」に基づき、両親学級やマタニティ栄養教室、離乳食教室等を通じ、減塩・栄養改善の普及・啓発とともに、親子の健康な食生活を啓発していきます。	子ども未来課 健康づくり課

(3) 子育てに伴う経済的負担の軽減

No.	事業名	事業の概要	担当課
44	経済的支援制度の周知	広報紙やホームページ等を通じて、児童手当やひとり親家庭、障がいのある児童がいる家庭の支援等の経済的支援制度の周知に努め、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	総合窓口課 介護福祉課
45	子ども医療費助成	子育て世代の経済的負担軽減及び乳幼児等の疾病の早期発見や治療を図るため、子ども医療費の助成を行い、経済的支援をします。また、県等の制度については窓口での周知を図ります。	総合窓口課
46	未熟児養育医療費助成	入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費の給付を行い、こどもの健康の保持、増進を図ります。	子ども未来課

(4) ひとり親家庭への支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
47	ひとり親家庭支援事業の周知	ひとり親家庭相談事業や母子父子寡婦福祉資金貸付金等の支援制度や、福岡県ひとり親サポートセンターについて、周知に努めます。	介護福祉課
31	養育支援訪問事業(再掲)	養育環境の維持・改善、育児不安の解消や養育技術の提供などを目的に、保健師や子ども家庭支援員等の専門職が対象家庭を訪問して支援を行います。	子ども未来課

施策の方向性2 配慮を必要とするこどもへの支援

近年、少子高齢化の進行や社会環境の変化をはじめとして、さまざまな要因が複合的に関わり合い、ひとり親家庭の経済的な問題やこどもの貧困、ヤングケアラー、虐待といった家庭内の問題や、いじめ、不登校など学校に関わる問題、また障がいを持つこども、日常生活に対する支援が必要なこども、配慮を要するこどもや家庭への対応が課題となっています。

アンケート調査の結果からも、全体に数としては少ないものの、家族の世話をすることで日常生活に支障が出ている児童や、自身がヤングケアラーに「あてはまると思う」と回答する児童もみられました。

本町においても、こうした問題に対応するために新たな取組を進めていきます。具体的には、児童虐待など家庭内の問題については令和6年4月に設置した「粕屋町こども家庭センター」において、子ども家庭支援員や虐待対応専門員による相談や、虐待通報への適切な対応を行います。また、学校を中心としたスクールカウンセラー等による相談を充実します。

このほか、関係機関の連携を強化し適切な支援体制を充実するとともに、児童虐待について家庭や学校、地域への啓発を進め、早期発見による事態の深刻化の防止を図ります。このほか、将来的なこどもの貧困を予防し貧困の連鎖を断ち切るため、経済的に困難な状況にあるこどもと家庭への相談体制の充実や、情報提供の充実を図ります。

(1) 児童虐待防止対策の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
48	粕屋町こども家庭センター	従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の両機能を一体化した「粕屋町こども家庭センター」において、子育て世帯への一体的な相談支援を行います。	子ども未来課
49	相談機関の周知	ホームページや広報誌にて相談窓口や相談ダイヤルを掲載し、関係機関において啓発資料の掲示や配布を通して、相談機関の周知を徹底します。	子ども未来課
50	関係機関の連携強化	要保護児童対策地域協議会において、関係機関との相互連携や情報共有を図り、支援体制の強化に努めます。	子ども未来課
51	児童虐待防止に関する周知の充実	家庭や学校、地域全体が、児童虐待問題に関心と理解が得られるよう、児童虐待防止月間等を通じて、広報・啓発活動を継続して行います。	子ども未来課

(2) ヤングケアラーへの支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
52	ヤングケアラーへの支援	関係機関と支援体制の検討・協議を行い、家庭全体へ包括的な支援を実施します。	子ども未来課
		ヤングケアラーが表面化しにくいことを踏まえ、日常的な観察、毎月の生活アンケートなどで、児童・生徒の状況を把握しています。	子ども未来課 学校教育課
53	スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー による相談機能の充実	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置します。スクールカウンセラーは、生徒や保護者の内面的な相談への対応と支援を行い、スクールソーシャルワーカーは、関係機関のネットワークを活用して、就学環境に問題を抱える児童・生徒の課題解決に向けた対応を図ります。	学校教育課
37	子育て世帯訪問支援 事業（再掲）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども未来課

(3) こどもの貧困対策

No.	事業名	事業の概要	担当課
54	こどもの貧困対策の推進	食糧や日用品の支給、学習機会や遊び体験の提供、居場所づくりなど、多様な支援ニーズに対して各関係機関と連携し、地域資源を活用しながら支援体制への強化を図ります。	子ども未来課
55	就学援助制度の実施	経済的理由により、就学に課題がある家庭に対し、学校給食費や学用品費等の一部を助成します。	学校教育課

(4) いじめ防止

No.	事業名	事業の概要	担当課
56	いじめ防止	「粕屋町いじめ防止基本方針」に基づく、いじめの『未然防止』『早期発見』『早期対応』『重大事態への対応』の充実を図ります。	学校教育課
53	スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー による相談機能の充実 (再掲)	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置します。スクールカウンセラーは、生徒や保護者の内面的な相談への対応と支援を行い、スクールソーシャルワーカーは、関係機関のネットワークを活用して、就学環境に問題を抱える児童・生徒の課題解決に向けた対応を図ります。	学校教育課

(5) 不登校の子どもへの支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
57	不登校の子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡アクション3について、全教職員で共通理解を図り、「未然防止のアクション」「早期発見・早期対応のアクション」「きめ細かで継続的なアクション」を確実に実施します。 ○不登校兆候が現れた時点で、マンツーマン個票を作成し、必要な場合は適時ケース会議を行うことで、問題の共有と多方面からの解決を目指し、学校全体でチームとして支援を行います。 ○早期復帰に向けて、教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒や保護者の相談の充実につなげます。 ○児童・生徒の学校内での居場所を確保するために、順次小学校にも適応指導教室を設置し、担当職員を配置します。 	学校教育課
53	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談機能の充実（再掲）	<p>スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置します。スクールカウンセラーは、生徒や保護者の内面的な相談への対応と支援を行い、スクールソーシャルワーカーは、関係機関のネットワークを活用して、就学環境に問題を抱える児童・生徒の課題解決に向けた対応を図ります。</p>	学校教育課
58	教育相談室による相談機能の充実	<p>教育相談室に相談員とスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校児の居場所づくりとあわせて、保護者等の教育に関する相談と課題解決に向けた対応を図ります。</p>	学校教育課



(6) 障がいのあるこどもの療育支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
59	幼児の個別療育支援	心身の発達に遅れや偏りのある幼児に対して、発達ルーム「こんぺいとう」での早期療育による発達支援及び、保護者への理解促進を図ります。	健康づくり課
60	幼児の集団療育支援	心身の発達に遅れや偏りのある幼児とその保護者に対する集団療育の場として、社会福祉法人に委託し、発達ルーム「つくしんぼ」・「さくらんぼ」において、こどもの年齢に応じた療育事業を進めます。	健康づくり課
61	発達障がい児等に関する連携支援の充実	一人ひとりのこどもに切れ目のない適切な支援ができるよう、健康センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校（通常学級・特別支援学級・通級指導教室）等の連携を強化し、こどもの人権、プライバシーに配慮しながら、さらに円滑に連携ができる体制の整備を進めます。	健康づくり課 学校教育課 子ども未来課 介護福祉課
62	発達相談(運動発達相談、発達相談、言語相談)の充実	乳幼児の運動面や言語面等、発達に関する相談や発達状況の確認等について、理学療法士、臨床心理士、言語聴覚士等の専門職による相談事業を実施します。早期からの専門的な相談や発達評価を取り入れ、適切な発達支援に繋げています。今後は、相談希望者の増加に伴い、相談員を増員して対応を図っていきます。	子ども未来課
63	巡回相談支援事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等に巡回相談を実施し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。	健康づくり課
64	年長児相談会	年長児への発達スクリーニング検査及び三者面談（保護者、担任、担当者）を実施し、発達障がいの発見と支援、こどもの発達特性の理解、二次障がいの予防に努めます。また、相談会後のフォローの場として、保護者向け研修会を開催し、発達の理解促進を図ります。	健康づくり課
65	保育所、幼稚園等への障がい児の受け入れ体制の充実	保育所、幼稚園等において職員の加配を行い、障がいのあるこどもの受け入れ体制を充実していきます。	子ども未来課
66	児童発達支援センターの設置	増加傾向にある障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所や幼稚園、小学校などの子育て支援機関や療育施設等の専門機関と連携し、地域の中核となる児童発達支援センターの整備に努めます。	介護福祉課 子ども未来課 健康づくり課

施策の方向性3 子育てに関する相談・情報提供体制の強化

核家族化の進行や、社会経済情勢の変化に伴うライフスタイルの多様化などにより、子育てに関する悩みや求められる情報も変化しています。その一方で、多様化した情報が必要な人に届いていない、複合的な問題に対し、どこに相談していいのかわからないといった声も聞かれます。このことから、様々な相談に対応できる体制整備や、必要な情報の提供、伝達手段についての検討が必要になっています。

アンケート調査によると、保護者による子育ての悩みや不安の相談先として、多くの人が配偶者やパートナー、親、きょうだい等の親族、近所の人や友人をあげていますが、わずかながら「相談相手がいない」との回答もみられ、経済的困難世帯では、その割合が他に比べ高くなっています。

本町では、保健師、保育士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談支援や糟屋地区1市7町での電話相談事業を行っており、これらの事業のさらなる充実を図るとともに、新たに設置した「粕屋町子ども家庭センター」において総合的な支援にあたります。また、子育て支援サイト等を活用して、町内の子育てに関する施策や支援策等の情報を集約・発信しながら、多様な媒体による情報提供を行います。



(1) 子育てに対する相談体制の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
67	かすや地区女性ホットラインの周知	夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシュアルハラスメント等の悩みや困りごとに対する電話相談の周知を図ります。	介護福祉課
68	粕屋町こども家庭センター	新たに設置した「粕屋町こども家庭センター」において、母子保健や子育てに関する相談に専門員が対応します。	子ども未来課
53	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談機能の充実(再掲)	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置します。スクールカウンセラーは、生徒や保護者の内面的な相談への対応と支援を行い、スクールソーシャルワーカーは、関係機関のネットワークを活用して、就学環境に問題を抱える児童・生徒の課題解決に向けた対応を図ります。	学校教育課
58	教育相談室による相談機能の充実(再掲)	教育相談室に相談員とスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校児の居場所づくりとあわせて、保護者等の教育に関する相談と課題解決に向けた対応を図ります。	学校教育課
39	乳幼児健診(再掲)	乳幼児の心身の発達発育の確認のために、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、健康診査を実施します。さらに、個別相談を実施し、子育てに関する情報提供及び保護者の育児不安の軽減を図ります。また、2歳児に対しては歯科健診を実施します。	子ども未来課
40	育児相談(再掲)	育児不安の軽減のため、保健師、助産師による赤ちゃん相談の定期的な実施や、電話相談等を実施します。	子ども未来課
41	乳児家庭全戸訪問(再掲)	乳児の発育・発達確認、母親の健康状態の確認、育児相談の場として、保健師等による4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象とした訪問を実施します。	子ども未来課

(2) こどもと子育てに関する情報提供の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
69	かすやキッズネット発行	カレンダー方式による子育てに関する情報紙を毎月発行し、健康センターをはじめとする町内の様々な施設で配布します。	介護福祉課 (社会福祉協議会)
70	子育て支援に関する情報提供	こどもと子育て支援に関する情報を集約し、ホームページ・広報紙・チラシ等様々な広報媒体による情報提供に努めます。	子ども未来課

施策の方向性 4 子育てについての学習と交流の充実

近年では核家族世帯も多く、保護者が親世代から子育てに関する知識や経験を受け継ぐ機会も少なくなっています。こうしたことから、同じ年頃のこどもや似たような境遇をもつ保護者同士が身近な地域で交流し、悩みを分かち合うことは、子育てにおける悩みや不安の軽減のためにも重要となっています。

本町では、各地域やかすやこども館において、親子の交流の場の提供や、保護者が子育てについて学習するための様々な事業を実施しており、今後もこれらの事業をより一層充実していきます。また育児サークル等の自主的な活動に対しては、育児サークルへの補助等の支援、必要としている人が参加しやすい環境づくりを進めます。このほか町で実施する講座や研修等においては、託児の実施に配慮し、子育て中の保護者が参加しやすい環境づくりに努めます。

(1) 親同士の交流機会の拡大を図る

No.	事業名	事業の概要	担当課
71	育児教室の実施	養育者の育児不安軽減と、こどもの発育と発達の間面からの育児教室として、運動面や離乳食の指導を取り入れた「赤ちゃん体操教室」や「離乳食教室」等を開催します。保護者同士の交流の場ともなっており、今後もニーズに沿った教室運営に努めます。	子ども未来課
72	子育て応援サロン	発達障がい児（未就学児）の療育（作業療法士と臨床心理士が毎月交代）と親の交流を目的に大学生ボランティアの協力を得てサロンを実施します。	介護福祉課 (社会福祉協議会)
73	親子教室	公民館で開催している親子サロンに講師を派遣し、親子ふれあい遊びや、3 B 体操等を開催し、親子の交流づくりの充実を図ります。	介護福祉課 (社会福祉協議会)
74	地域子育て支援拠点事業の充実	保育所やかすやこども館において、親子の交流、遊び、相談の場や機会を提供します。また、子育てに関する情報を発信します。	子ども未来課
75	親子サロンの充実	子育て応援団が中心となり、親子同士の交流のために、地域の公民館など身近なところで気軽に行ける親子サロンを開設します。今後も、ボランティアの育成や親子サロンの周知の充実を図ります。	子ども未来課
76	園庭の開放	地域の子育ての拠点となるよう、保育所等の園庭を地域に開放します。	子ども未来課

(2) 育児サークル活動の支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
77	ハッピーエンジェル会	多胎児・未熟児の保護者を対象として、保護者同士の交流、親子遊び、育児相談等を行います。	子ども未来課
78	粕屋町知的障がい者(児)親の会の活動支援	障がい者(児)親の会の運営を支援します。また、療育手帳新規交付時に親の会の周知を図り、障がい者(児)をもつ親同士の連携、情報交換、交流の場を提供します。	介護福祉課
79	育児サークル等活動支援	子育て中の母親の育児不安解消と情報交換、仲間づくりを目的とした自主的な育児サークル活動や、親子サロンを実施しているグループへの活動支援として補助を行います。	子ども未来課

(3) 子育て等に関する学習機会の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
80	講座・研修会での託児の実施	粕屋町で実施する講座や研修等において、子育て世代が参加しやすいよう託児の実施に努めます。	健康づくり課 介護福祉課 協働のまちづくり課 社会教育課 子ども未来課
81	子育てに関する講座・教室等の開催	かすやこども館において、親育ち講座やベビーマッサージ教室、ワークショップ等の講座を開催し、親の育児力を高める取組を進めます。	子ども未来課

施策の方向性5 子育てと仕事や他の活動との両立支援

現在、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性活躍推進が重要課題とされ、男女がともに安心して仕事と家庭を両立できる環境を整備することや、家庭の状況や子どもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりが進められています。

しかしながら本町の女性の年代別の就労状況をみると、20～24歳では6割が就業していますが、25歳から減少に転じ、その後35歳から再び上昇しており、結婚や出産でいったん退職し子育てが一段落したら就業するというM字型の就業傾向がみられ、その特徴は福岡県よりも顕著になっています。その一方で、アンケート調査の結果からは、現在就労していない未就学児の母親の就労意向は高く、保育へのニーズは高いことが推察されます。

本町では、通常保育に加え、延長保育、一時預かり、篠栗町・久山町と3町合同での病児保育等を行っており、これらのサービスについてニーズに対応した量の確保と質の向上に努めます。また、子どもの成長には家庭で過ごす時間を十分に確保することが望ましいことから、町内の事業所に対して子ども・子育て支援に関する法制度の周知や、働き方改革の推進、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を進めていきます。



(1) 保育所、幼稚園、認定こども園におけるサービスの充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
82	通常保育	保護者の就労状況等に応じ、保育所や認定こども園でこどもを預かる保育支援を行います。	子ども未来課
83	延長保育	保育所等を利用しているこどもを対象に、保護者の就労等の理由により通常の保育時間を延長して預かる延長保育を実施します。	子ども未来課
84	一時預かり事業	私立保育所において、保護者の緊急時やリフレッシュ、パート就労等で一時的に保育が必要なこどもの一時保育を実施します。	子ども未来課
85	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保護者の就労状況や理由を問わず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児が保育施設等を利用できます。令和8年度の実施に向けて、体制を整えていきます。	子ども未来課
86	保育所広域入所	保護者が遠隔地へ勤務しているため町内保育所に通うことが難しい世帯等について、広域でのこどもの保育所入所について、他市町との連携を図って実施します。	子ども未来課
87	届出保育施設運営費補助	子育てに伴う経済的負担の軽減につながるよう、届出保育施設に対して、保育の充実を図るため運営費の補助を行います。	子ども未来課
88	町立幼稚園運営	学校教育法に基づき、幼児期にふさわしい生活を展開する中で様々な体験を通して、こどもの心身の発達を促します。	子ども未来課
89	未移行幼稚園の利用料及び副食費の補助	幼児教育・保育の無償化に伴い、未移行幼稚園の利用料を補助します。また、所得の状況に応じて、副食費の補助を行います。	子ども未来課
90	幼稚園等の預かり保育料の補助	幼稚園及び認定こども園の預かり保育を利用しているこどものうち、保育の必要性があるこどもを対象に、預かり保育利用料を補助します。	子ども未来課
91	認可外保育施設等の利用料の補助	保育の必要性があるこどもを対象に、認可外保育施設等を利用する3～5歳のこども及び0～2歳の非課税世帯のこどもの利用料を補助します。	子ども未来課
92	病児保育	病気の治療中や回復期にあるために、保育所、学童保育で預かることができないこどもの病児保育を実施します。粕屋町・篠栗町・久山町の3町合同で粕屋町の小児科医院に委託しており、今後も継続していきます。	子ども未来課
93	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けをしてほしい人（おねがい会員）・子育ての手伝いをしたい人（まかせて会員）が会員として登録し、育児の相互援助を行うための連絡、調整を行います。今後は、事業の周知を図り、登録会員の拡大に努めます。	子ども未来課

(2) 教育・保育施設の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
94	教育・保育施設の設備の整備	教育・保育施設の設備については、粕屋町公共施設等総合管理計画及び施設の個別計画に基づき営繕に努めます。また、今後老朽化していく施設については、大規模改修や建替えを検討していきます。	子ども未来課

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校の連携による教育・保育の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
95	教育・保育の充実	保育所、幼稚園、認定こども園で研修を行い教育・保育の充実を図るとともに、保育士、教諭の適切な人員の確保に努めます。	子ども未来課
96	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校との交流	交通安全教室の共同開催や職員の人事交流の実施など、幼稚園、保育所、認定こども園の園児と小学生との交流、職員の交流を図ります。	子ども未来課 学校教育課
97	保育所、幼稚園、認定こども園と小学校の連携	小学校の研究発表会に保育士や幼稚園教諭が参加し、指導内容や指導方法を共に学びあう機会や、学校や幼稚園での人権教育研究会での情報交換、保・幼・小連絡協議会による情報共有など、保育所、幼稚園、認定こども園と小学校との緊密な連携を図ります。	子ども未来課 学校教育課

(4) 学童保育における保育サービスの拡充

No.	事業名	事業の概要	担当課
98	学童保育の充実	保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、全小学校において、専用施設を活用し実施します。今後も利用児童の増加に対応できるよう定員の増加を図ります。	学校教育課
99	障がい児放課後等対策事業	小・中学校等の児童・生徒で、学童保育への通所が難しい障がい児をその家族の就業支援や一時的休息(レスパイト)のために、放課後や長期休暇中に福祉センターで一時預かりを行います。	介護福祉課

(5) 保護者の働きやすい環境の整備・充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
100	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の意識啓発	町が率先し、取組の模範となるよう「特定事業主行動計画」を策定し、子育て中の保護者の仕事と家庭、個人の生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスについて推進します。	総務課
101	子育て応援宣言企業登録の促進	2年毎の入札参加資格申請時に、申請事業者が男女共同参画の取組や福岡県の子育て応援宣言企業登録などを行うよう、啓発していきます。	総務課

施策の方向性6 ジェンダー平等意識にもとづく子育て支援

養育者が妊娠期から主体的に子育てにかかわることは、養育者にとっても子どもにとっても望ましいことです。むしろ、父親が子育てに主体的にかかわらない場合、母親の不安感・負担感は増大します。よって養育者がともに子育てに参加して、子育ての喜びと責任を共有できるよう、意識の醸成と環境づくりを行うことが求められています。

その実現のためには、養育者が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域全体で支援する社会をつくる必要があります。

本町では、妊娠期における両親学級を平日就業している人も参加しやすい日曜日に実施しており、今後もこの取組を継続します。また、性別役割分業意識によらず、家族が対等に協力しあって家庭内のことを担うことの重要性について、理解の向上と意識の醸成を図るために、町民に対するジェンダー平等に関する意識啓発や講座の実施、学校におけるジェンダー平等教育を推進します。

(1) 養育者の子育てに関する学習や交流の機会の拡充

No.	事業名	事業の概要	担当課
30	両親学級（再掲）	妊娠、出産、育児等の正しい知識の普及、妊婦の交流、父親の子育てへの意識啓発を目的として、両親学級を日曜日に実施します。	子ども未来課
102	保護者間の交流の促進	幼稚園、小学校での美化作業や各種発表会などの行事を通して、保護者同士の交流を促進します。	学校教育課 子ども未来課

(2) ジェンダー平等の視点による意識改革

No.	事業名	事業の概要	担当課
103	男女共同参画に関する意識啓発	男女の「性別役割分担意識」にとらわれない意識を醸成していくために、広報紙や講座等あらゆる機会を通じて、男女がともに家事や育児・介護等の家庭責任を担うことの大切さと必要性について、継続的な啓発を行います。	協働のまちづくり課
104	学校における男女共同参画に関する教育	学校での男女共同参画に関する教育を充実し、子どもの頃から男女の固定的な役割分担意識にとらわれない意識の醸成に努めます。	学校教育課

基本方針Ⅲ こどもを見守り、育むまち

施策の方向性 1 こどもと子育てに安心なまちづくり

こどもが安心してのびのびと遊ぶことができ、また安心してこども連れで外出ができる環境を整えることは、子育てしやすいまちづくりの重要な課題です。そのため身近で安全な公園の整備や、こどもやベビーカーを押した保護者が安心して通行できる道路環境の整備、公共施設等のバリアフリー化の推進が求められます。明るく見通しのよい道路環境は、こどもや保護者が様々な活動に参加しやすくなるだけでなく、防犯にもつながります。

よって、今後も公園や遊具の安全確保、道路の安全対策に努めるとともに、交通マナー向上の啓発や地域での防犯活動への支援を行います。また、公園や公共施設のバリアフリー化に配慮し、必要に応じて整備を検討します。

また本町では、平成 28 年度にこどもの遊び場と子育て支援の拠点として、かすやこども館を開館しました。親子の利用者も多く、情報交換やコミュニケーションの場としての役割も果たしています。今後は、かすやこども館のより一層の機能の充実と適切な運営を図ります。また、地域の公民館については、こどもの居場所、学びの場、保護者の交流の場としての活動を支援します。このほか図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組み、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。



(1) こどもの居場所づくり

No.	事業名	事業の概要	担当課
105	地域公民館等の活用	親子で気軽に集える親子サロンの開催について、地域の公民館を活用して充実を図ります。また、寺子屋活動として各公民館で企画、運営することも対象とした学習補助活動、工作活動を支援します。	社会教育課 子ども未来課
106	公園の整備	今後の公園のあり方について、利用者の声を聴きながら、適切な維持管理や遊具等の安全性の確保に努めます。	都市計画課
107	開発や土地区画整理事業による公園等の確保	開発や土地区画整理事業に際し、地域住民等の憩いの場となり、子どもたちの安全な遊び場となる公園・緑地について、確保・整備の指導を行います。	都市計画課
108	かすや子ども館運営管理事業	子どもと子育て支援の拠点として、こどもの遊び・学習・体験の場、親子の交流の場、中高生の居場所や子育てボランティアの活動の場、学校や家庭での悩みの相談の場、子育て情報の発信の場を提供しています。今後も利用者（子ども、保護者、ボランティア等）のニーズを把握しながら、事業を展開していきます。	子ども未来課
109	こどもの居場所づくり	現在、福岡県が県内のこどもの居場所情報（子ども食堂、プレーパーク、フリースクール）の紹介、「福岡県子ども食堂応援プロジェクト」（ふるさと納税による寄附金で材料等を県内の子ども食堂へ配布）を実施しており、町はこの取り組みについての周知を行います。	福岡県 ・ 子ども未来課



(2) 事故や犯罪からこどもの安全を守る環境づくり

No.	事業名	事業の概要	担当課
110	関係機関の連携による情報共有	保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校、学童保育所等関係機関の連携体制を整備し、不審者情報等の情報の共有を図り、こどもの安全確保に努めます。	協働のまちづくり課 子ども未来課 学校教育課
111	防犯活動に関する環境の整備	登下校時のこどもの安全確保のため、防犯ブザーの全児童配付や、防犯パトロール車（青パト）による巡回を行うとともに、住民による自主的なこどもの見守り活動に対し支援を行います。	協働のまちづくり課
112	子ども 110 番の家、粕屋町「まちの駅」活動の促進	こどもたちを犯罪から守り、安全を確保する「子ども 110 番の家」や交流・トイレ・休憩機能がある「まちの駅」を通して、こどもや高齢者にやさしいセーフティネット（セーフティステーション）の活動を進め、事故や犯罪からこどもの安全を守る環境づくりに努めます。	社会教育課 粕屋町商工会
113	交通安全環境整備	学校、保護者、行政区等の要望に対し、随時対応していきます。また、通学路を重点整備区域とし、安全対策に努めていきます。	協働のまちづくり課 道路環境整備課 学校教育課
114	交通安全に対する意識の高揚	こどもの安全で快適な日常生活を確保するため、警察署等関係機関と連携し、自転車教室等を開催し、交通安全に対する意識の高揚や交通マナーの向上を図ります。また、こどもを交通事故から守るため、保護者や地域の街頭立番協力者にベスト・帽子・横断旗を提供し、交通安全活動を進めます。	協働のまちづくり課 学校教育課 子ども未来課
115	こどもと子育て家庭に配慮した公共施設の整備	バリアフリーに対応し、ユニバーサルデザインに配慮した公園整備を段階的に検討していきます。また、こどもや保護者等の歩きやすい安全な歩道や道路の整備を関係課、関係機関との調整を図りながら必要に応じて検討します。	都市計画課 道路環境整備課
116	子ども見守りサービスの啓発	2年毎の入札参加資格申請時に、九州電力送配電(株)の提供する Qottaby（キューオッタバイ）システムを利用した子ども見守りサービスについて啓発していきます。	総務課

施策の方向性2 地域における交流・ネットワークづくりの促進

子育ての基本は家庭にあります。保護者だけで子育てのすべてを行えるものではなく、地域や社会で子育てを支え、こどもの育ちを見守ることが必要です。こどもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営む上で重要な場であり、こどもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、大きく成長します。そのため地域は、すべてのこどもが地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう、支援していくことが大切です。

また、こどもが社会性や豊かな感性を身につけるためには、多様な遊びや多くの人との交流が必要です。しかしながら、核家族化や少子化、人の移動の増大やライフスタイルの変化等により、こどもが様々な人々と交流する機会が少なくなっています。保護者にとっても、気軽に子育ての悩みを相談したり、子育てについて学びあったりする地域の人間関係は大切であり、身近な場である地域でのつながりを推進する必要があります。

本町では、町内で実施される祭りやイベントへの支援を行い、こどもたちの積極的な参加を促していますが、今後もこれらの支援を継続し、地域の交流を促進します。また、地域の公民館やイベントを活用して世代間交流を図り、ネットワークづくりを促進します。そのほか、住民と行政が協働して子育て支援を行っている「子育て応援団」の活動への支援を継続するとともに、活動内容の充実を図ります。さらに、かすやこども館において子育て支援にかかわるボランティア育成の講座を開催するなど、地域で子育てを支える人材の育成に努めます。

(1) 地域における相互交流・世代間交流の促進

No.	事業名	事業の概要	担当課
105	地域公民館等の活用 (再掲)	親子で気軽に集える親子サロンの開催について、地域の公民館を活用して充実を図ります。また、寺子屋活動として、各公民館で企画、運営するこどもを対象とした学習補助活動、工作活動を支援します。	社会教育課 子ども未来課
117	かすや子どもの日 ㊦っしょいフェスタの開催	“大人も子どもも元気になろう”をスローガンに、かすやこども館で行政、保育所、幼稚園、認定こども園、子育て応援団等のボランティアが一体となり、手作りの子どもまつりを開催し、こどもの健やかな育ちを支援していきます。	子ども未来課

(2) こどもに関する諸団体のネットワークづくり

No.	事業名	事業の概要	担当課
118	子ども会育成会支援	子ども会及び子ども会育成会が地域のこどもを取り巻くネットワークの核となるよう、活動の活性化を支援します。また、ジュニアリーダー育成に係るスタッフの研修等を行い、支援内容の充実を図ります。	社会教育課
119	子育て応援団委託事業	住民と行政が協働して子育て支援を行う、「子育て応援団」の活動を支援します。活動内容の見直しを行い、さらに活動を充実していきます。	子ども未来課

(3) 子育て支援者・ボランティアの育成

No.	事業名	事業の概要	担当課
120	学生ボランティアの育成	「子育て応援サロン」での支援活動を通して、高校生、大学生を中心とした学生ボランティアを育成します。	社会福祉協議会
121	子育て支援ボランティアの育成	かすやこども館において、子育て支援ボランティア育成のための講座等を開催します。また、ボランティア同士の交流や情報の共有を図ります。	子ども未来課



施策の方向性3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進

こどもはこれからの社会を担う存在であり、未来をつくる力です。こどもの育ちと子育てを地域や社会全体で見守り育むことが重要です。子ども・子育て支援法に基づく基本指針においても、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、すべてのこどもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、こどもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要だとされています。

本町では、「かすや子どもの日」を定めて、各種団体や行政が連携して子育てに関する啓発行事を開催しています。また、住民と行政が協働して子育て支援を行う「子育て応援団」を結成し、様々な活動を実施しています。

今後は、「㊦っしょいフェスタ」のイベント等を通じ、粕屋町全体でこどもと子育て家庭を見守り支援するという意識のより一層の醸成を図ります。また、県の事業である「子育て応援の店」や、児童福祉月間についても、啓発と周知に努めます。そのほか「子育て応援団」等の住民と行政との協働による子育て支援の充実や、地域と連携しての子育て支援を推進します。

(1) 啓発活動の推進

No.	事業名	事業の概要	担当課
122	子育てに関する啓発の推進	かすや子どもの日に、「子どもを慈しみ、育む輪を広げること」を目的として「㊦っしょいフェスタ」を実施し、こどもの発表等のイベントを通じて、地域でこどもを育てることの重要性について、住民へ啓発を行います。	子ども未来課
123	県事業「子育て応援の店」の周知	こども連れにやさしい店として、子育て家庭を応援する県事業「子育て応援の店」について、周知していきます。	子ども未来課

(2) 住民参加の推進

No.	事業名	事業の概要	担当課
124	地域との連携による子育て支援	地域の行事への参加や、幼稚園の発表会への高齢者の招待、地域の高齢者との交流を図ります。今後も様々な機会を通して、世代間交流に努めます。	子ども未来課

基本方針Ⅳ 若者の未来を応援するまち

施策の方向性 1 青年期の就学支援

こども・若者が成長し、義務教育課程を経て高等教育への就学を希望する際に、経済的な理由や家庭環境等の問題から困難な状況に置かれるケースも見受けられます。そうした場合に、若者が家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の就学支援を着実に実施する必要があります。また、大学等に進学した若者が、組織的・体系的に質の高い教育を受けることができ、主体的に学修を進められるよう、大学等において教育内容・方法の改善を図ることも求められます。

本町では国・県の取組と連携し、就学を希望する若者が、希望する教育を受けることができるよう支援を行います。

(1) 高等教育の就学支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
125	高等教育の就学支援	福岡文化奨学財団が実施する高等学校等奨学金の案内を、学校を通じて中学3年生全員に配布します。また、福岡県が実施する高校生等奨学給付金・就学支援金を周知し、生徒等が経済的理由により進学を断念することなく、希望する進路選択ができるよう、情報提供を行っています。	学校教育課

(2) 高等教育の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
126	高等教育の充実	福岡県教育施策実施計画に基づき、魅力ある県立高校づくり、異文化理解と外国語能力の向上、今日的な教育ニーズへの対応などに取り組んでいます。	福岡県

施策の方向性 2 生活基盤の安定支援

こども・若者が成長し、義務教育課程を経て高等教育への就学を希望したり、就労または結婚を経て社会的な自立を目指す際に、経済的な理由や家庭環境等の問題から困難な状況に置かれるケースも見受けられます。そのような場合に、就学に関する経済的な支援や就労に関する様々な条件整備、結婚を望む方への機会の提供などを支援していきます。

また、成長段階や就学、就労といったライフステージの変化に伴い、上記以外にも様々な困難や心配ごとが発生することも予想されます。そのようなときに、身近で気軽に相談ができる体制の整備も求められます。

本町では、未来を担うこども・若者の学びや、社会的自立に向けた就業、結婚に対する支援を行うとともに、多岐にわたる悩みや、困りごとに対応できる相談体制の整備を進めていきます。

(1) 就労支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
127	就労支援	福岡県が設置する、就職支援施設「若者就職支援センター」(おおむね 39 歳までの若者に対し就職相談や会社説明会等を実施して進路選択・就職活動・職場定着までを支援) について、町がホームページ等で周知します。	福岡県 ・ 社会教育課

(2) 結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
128	結婚を希望する方への支援	福岡県が実施する出会い・結婚応援事業「ふくこい」(結婚を希望する方への支援) について、町が周知します。	福岡県 ・ 子ども未来課

(3) 悩みや不安を抱える若者への相談体制整備

No.	事業名	事業の概要	担当課
129	悩みや不安を抱える若者への相談体制整備	「福岡県若者自立相談窓口(若まど)」(本人やその保護者への情報提供・「若者サポートステーション」や「ひきこもり地域支援センター」等の適切な支援機関の紹介・同行) について、町がホームページ等で周知します。また、町での相談対応の際には関係機関と連携し、支援機関との調整を行います。	福岡県 ・ 社会教育課 子ども未来課

3 各施策の成果指標

計画の着実な推進を図るためには、「いつまで」に「何を（どう）するか」という成果指標を設定し、その目標値をできるかぎり実現するよう努力していかねばなりません。そこで、本計画の目標年度である令和11年度を目標とし、各施策の実施について評価・改善・検討のための成果指標を定めます。

以下に、本計画で成果指標を定めている事業を各基本方針別に掲載しています。

基本方針Ⅰ 心豊かなこどもが育つまち

No.	事業名	成果指標	目標値(令和11年度)	担当課
1 こどもの最善の利益を守る				
1	人権教育・人権啓発の推進	三本大会開催回数	1回/年	社会教育課
2	人権を尊重する町民のつどい	開催回数	1回/年	社会教育課
3	教職員等への人権教育の推進	町職員への人権研修の開催回数	1回/年	子ども未来課 学校教育課 社会教育課 総務課
		保育所、幼稚園、認定こども園教職員への学人研による研修の開催回数	全員研究会 2回/年	学校教育課 社会教育課
			研究部会 4回/年	
		全員学習会 1回/年		
50	関係機関の連携強化	要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催回数	6回/年	子ども未来課
53	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談機能の充実	スクールカウンセラーの配置人数	4名	学校教育課
		スクールソーシャルワーカーの配置人数	3名	
58	教育相談室による相談機能の充実	教育相談室への相談員配置人数	2名	学校教育課

No.	事業名	成果指標	目標値(令和 11 年度)	担当課
2 豊かな心を育む教育の推進				
8	年齢に応じた本に親しむ取組の推進	おはなし会実施回数	回数 150 回/年 参加人数 4,600 人	社会教育課
9	ブックスタート事業・ブックスタートフォローアップ事業	10 か月児健診時ブックスタートパック配布率	配布率 100%	子ども未来課
		3 歳児健診対象者ブックスタートフォローアップ事業参加率	参加率 50%	社会教育課
12	保育所、幼稚園、認定こども園における文化芸術に触れる機会の提供	保育所、幼稚園、認定こども園での観劇会開催回数	1 回/年	子ども未来課
10	子どもの読書の推進	講演会開催回数	2 回/年	社会教育課
		上映会開催回数	4 回/年	社会教育課
		工作教室開催回数	4 回/年	社会教育課
		図書館員体験開催回数	2 回/年	社会教育課
11	こどもが参加する生涯学習センター事業の推進	夏休みこども体験教室参加者数	参加者数 300 人以上	社会教育課
15	適切な進路指導・相談支援	教育支援委員会開催回数	7 回/年	学校教育課
20	歴史教育の推進	歴史教育受講者数	延べ 700 人以上/年	社会教育課
21	福祉体験教室	開催回数 参加者数	1 回/年 70 人	介護福祉課 (社会福祉協議会)
23	地域人材の派遣	地域人材年間派遣数	延べ 300 人/年	社会教育課
24	社会体育行事	粕屋町総合体育館こども教室の参加人数	延べ 3,300 人/年	社会教育課
		粕屋町ジュニア団体の参加人数	延べ 1,400 人/年	
26	地域通学合宿	通学合宿実施分館数	2 分館	社会教育課

基本方針Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち

No.	事業名	成果指標	目標値(令和 11 年度)	担当課
1 安心して出産・子育てできる環境の整備				
39	乳幼児健診	乳幼児健診受診率と把握率	受診率 100% 把握率 100%	子ども未来課
40	育児相談	赤ちゃん相談開催回数	12 回/年	子ども未来課
41	乳児家庭全戸訪問	乳児家庭全戸訪問率	100%	子ども未来課
30	両親学級	日曜パパとママのたまご学級 開催回数	4 回/年	子ども未来課
44	経済的支援制度の 周知	児童手当制度について 広報紙に掲載回数	3 回/年	総合窓口課
45	子ども医療費助成	制度の周知と対象者への 医療証の交付	100%	総合窓口課
2 配慮を必要とする子どもへの支援				
59	幼児の個別療育支援	「こんぺいとう」での療育幼児数	80 人	健康づくり課
60	幼児の集団療育支援	「つくしんぼ」での療育幼児数	39 人	健康づくり課
		「さくらんぼ」での療育幼児数	26 人	
61	発達障がい児等に関 する連携支援の充実	保育所、幼稚園、認定こども 園への説明会開催回数	1 回/年	健康づくり課
		小学校新一年生の連絡会 開催校数	町内 4 校	学校教育課 健康づくり課
62	発達相談 (運動発達相談、発 達相談、言語相談) の充実	運動発達相談を受けた人数	30 人	子ども未来課
		発達相談を受けた人数	1,000 人	子ども未来課
		言語相談を受けた人数	150 人	子ども未来課
64	年長児相談会	参加率	100%	健康づくり課

No.	事業名	成果指標	目標値(令和 11 年度)	担当課
3 子育てに関する相談・情報提供体制の強化				
69	かすやキッズネット発行	発行回数	12 回/年	介護福祉課 (社会福祉協議会)
53	スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカーによる相談機能の 充実（再掲）	スクールカウンセラーの 配置人数	4 名	学校教育課
		スクールソーシャルワーカーの 配置人数	3 名	
58	教育相談室による 相談機能の充実 （再掲）	教育相談室への相談員配置 人数	2 名	学校教育課
39	乳幼児健診（再掲）	乳幼児健診受診率と把握率	受診率 100% 把握率 100%	子ども未来課
40	育児相談（再掲）	赤ちゃん相談開催数	12 回/年	子ども未来課
41	乳児家庭全戸訪問 （再掲）	乳児家庭全戸訪問率	100%	子ども未来課
4 子育てについての学習と交流の充実				
71	育児教室の実施	赤ちゃん体操教室開催回数	12 回/年	子ども未来課
		もぐもぐ離乳食教室開催 回数	12 回/年	子ども未来課
75	親子サロンの充実	ボランティア研修会の開催 回数	2 回/年	子ども未来課
77	ハッピーエンジェルの会	多胎児・未熟児の保護者 交流会開催回数	3 回/年	子ども未来課
5 子育てと仕事や他の活動との両立支援				
87	届出保育施設運営費 補助	補助交付か所数	4 か所	子ども未来課
6 ジェンダー平等意識にもとづく子育て支援				
30	両親学級（再掲）	日曜パパとママのたまご学級 開催回数	4 回/年	子ども未来課

基本方針Ⅲ こどもを見守り、育むまち

No.	事業名	成果指標	目標値(令和 11 年度)	担当課
1 こどもと子育てに安心なまちづくり				
108	かすやこども館 運営管理事業	かすやこども館利用者数	延べ 58,000 人/年	子ども未来課
114	交通安全に対する意 識の高揚	幼稚園、保育所、小学校で 交通安全教室の開催回数	全幼稚園、保育所、 小学校で 1 回/年	協働のまちづくり課 子ども未来課 学校教育課
		小学 4 年生を対象とした自 転車教室実施	各小学校で 1 回/年	
2 地域における交流・ネットワークづくりの促進				
117	かすや子どもの日 ㊦っしよいフェスタの 開催	かすや子どもの日 ㊦っしよいフェスタ開催回数	1 回/年	子ども未来課
118	子ども会育成会支援	ジュニアリーダー数	60 人	社会教育課
120	学生ボランティアの育成	延べ学生ボランティア数	延べ 150 人	介護福祉課 (社会福祉協議会) 協働のまちづくり課
3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進				
122	子育てに関する啓発 の推進	かすや子どもの日 ㊦っしよいフェスタ開催回数	1 回/年	子ども未来課

第 5 章

教育・保育及び地域子ども・ 子育て支援事業の提供体制



第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援

事業の提供体制

「子ども・子育て支援事業計画」では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本町では、国の定めた「量の見込みの算出等の手引き」に基づき、令和6年に実施した「粕屋町子ども・子育て支援ニーズ調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえて量の見込みを算出し、提供区域を以下のように設定して、教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

国の「基本指針」では、地理的条件や人口、地域の交通事情等の社会的条件、教育・保育及び子育てに関する施設・事業等の社会資源の状況及び住民ニーズ等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとしています。

本町では、粕屋町全域を提供区域として定め、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供の体制の確保内容とその実施時期を定めます。

2 定期的な教育・保育事業の提供体制

（1）定期的な教育・保育事業の確保策の考え方

未就学児童の保護者を対象として実施したアンケート調査により幼稚園、保育所等の現在の利用状況や潜在的利用希望を含めて推計した「量の見込み」に対する各施設の利用定員を定めて提供体制の確保を図ります。

子ども・子育て新制度では、就学前のこどもについて「保育の必要性の事由、保育の必要量（保育利用時間）」等の認定を市町村が行います。認定は以下の3つの区分となり、それぞれの施設の利用が決定することから、確保の内容と実施時期はこの認定区分ごとに設定します。

認定区分	対象となるこども	対象施設
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上で教育を希望する就学前のこども	幼稚園 認定こども園
2号認定 （保育認定）	満3歳以上で保育を必要とする就学前のこども	保育所 認定こども園 地域型保育施設
3号認定 （保育認定）	満3歳未満で保育を必要とするこども	

なお、保育の必要性の認定は、「子ども・子育て支援法」第20条の規定により以下の「保育の必要性の事由」に該当することが必要です。また、保育の必要量（保育の利用時間）については、国の規則に就業時間の下限を48時間～64時間の間で定めることとしています。

本町では保育標準時間（1日11時間まで）の場合、月あたり120時間以上の就業時間とし、保育短時間（1日8時間まで）の場合は、就業時間の下限を月あたり64時間とします。

■保育の必要性の事由（粕屋町）

小学校就学前のこどもの保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合

- ①家庭外・家庭内を問わず1日4時間以上かつ月16日以上就労しているとき
 - ②母親の出産の準備や出産後の急用が必要な時
 - ③疾病・負傷・障がいのために保育が困難なとき
 - ④親族が長期にわたり疾病・負傷・障がいの状態にあるため常時介護・看護しているとき（月64時間以上）
 - ⑤大学や職業訓練校、専門学校等に通っているとき（通信教育等は含まない）（月64時間以上）
 - ⑥仕事を探している（求職中）とき
 - ⑦育児休業中のとき（育児休業中は家庭での保育ができるため利用できませんが、育児休業取得時にすでに保育施設等を利用している子どもについては、育児休業中も継続して利用できる場合があります）
 - ⑧震災・風水害・火災等による災害の復旧にあたっているとき
 - ⑨虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき
- ※その他、上記に類する状況であると町長が認める場合があります。

（2）定期的な教育・保育事業の確保策の考え方

①概要

認可保育所、地域型保育施設は、仕事や病気等のため、家庭で保育ができない保護者に代わって小学校就学前のこどもを保育する施設です。現在、本町には認可保育所が10園あり、認定こども園は1園です。この他に、事業所内保育施設1園、小規模保育施設2園、届出保育施設4園、企業主導型保育施設6園となっています。幼稚園は、町立幼稚園が4園あります。

②確保に向けての対応策

令和7年度～令和11年度を通して、量の見込みに対する定員は概ね充足している状況となっていますが、今後の教育・保育ニーズの上昇も見込みながら、適宜動向を見極めていきます。

■量の見込みと提供体制

	令和7年度					令和8年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		学校教育	左記以外	0歳児	1.2歳児		学校教育	左記以外	0歳児	1.2歳児	
量の見込み (a)	287	120	968	112	493	276	116	934	112	472	
確保の方策 (b)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	560					300				
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)		120	867	141	457		120	867	141	457
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		0	0				0	0		
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)				0	0				0	0
	長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0		0	0	0	0
	届出保育施設			0	0	0			0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠			38	16	53			38	16	53
	特定地域型保育				20	58				20	58
	小規模保育				8	30				8	30
	家庭的保育				0	0				0	0
	居宅訪問型保育				0	0				0	0
	事業所内保育				12	28				12	28
(b) - (a)	273	0	△ 63	65	75	24	4	△ 29	65	96	

	令和9年度					令和10年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		学校教育	左記以外	0歳児	1.2歳児		学校教育	左記以外	0歳児	1.2歳児	
量の見込み (a)	262	110	884	112	470	248	104	839	112	469	
確保の方策 (b)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	300					300				
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)		120	867	141	457		120	867	141	457
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		0	0				0	0		
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)				0	0				0	0
	長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0		0	0	0	0
	届出保育施設			0	0	0			0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠			38	16	53			38	16	53
	特定地域型保育				24	73				24	73
	小規模保育				12	45				12	45
	家庭的保育				0	0				0	0
	居宅訪問型保育				0	0				0	0
	事業所内保育				12	28				12	28
(b) - (a)	38	10	21	69	113	52	16	66	69	114	

	令和11年度					
	1号	2号		3号		
		学校教育	左記以外	0歳児	1.2歳児	
量の見込み (a)	242	101	817	112	470	
確保の方策 (b)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	300				
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)		120	867	141	457
	確認を受けない幼稚園	0				
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		0	0		
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)				0	0
	長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0
	届出保育施設			0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠			38	16	53
	特定地域型保育				24	73
	小規模保育				12	45
	家庭的保育				0	0
	居宅訪問型保育				0	0
	事業所内保育				12	28
(b) - (a)	58	19	88	69	113	

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子ども・子育て支援事業の考え方

地域子ども・子育て支援事業は、以下の事業となっています。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

①利用者支援事業

基本型、こども家庭センター型においては、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行います。妊婦等包括相談支援事業型においては、妊婦・その配偶者等に対し、面談等の実施により妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談を行います。現在、かすやこども館と粕屋町こども家庭センターにおいて事業を実施しており、量の見込みに対応できる体制を整備し、適切な支援を実施していきます。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育て支援に関する情報提供や子育てに関する悩みの相談を通して、子育てに対する不安の解消や負担感の軽減、地域の子育て支援機能の充実を図る事業です。

子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できる場の提供について、量の見込みに対応する確保を目指します。

③妊婦健康診査

妊婦に対し医療機関等において、14回分の費用の一部を負担する妊婦健康診査補助券を配布し、健診を受けてもらい、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導に繋げていきます。

量の見込みに対応した確保ができており、現行の体制を維持します。

④乳児家庭全戸訪問事業

子育て家庭の孤立を防ぐため、保健師又は助産師が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行います。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスが提供できるよう関係機関との連携を図ります。

量の見込みに対応できる現行の体制を維持し、職員の資質向上のための研修を充実していきます。

⑤養育支援訪問事業

養育環境の維持・改善、育児不安の解消や養育技術の提供などを目的に、保健師や子ども家庭支援員等の専門職が対象家庭を訪問して支援を行っています。

量の見込みに対応できる現行の体制を維持し、適切な支援を実施していきます。

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産、冠婚葬祭、育児不安等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等においてこどもを預かり、必要な養育及び保護を行います。

潜在的なニーズを鑑み、提供体制の確保を図ることを目指します。

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

量の見込みに対して、一定程度の確保を図ることを目指します。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かります。

子育て中の親のリフレッシュ等育児負担の軽減を図るため、理由を問わずにこどもを短時間預かる事業や、幼稚園の預かり保育事業を含めて、一時預かり事業としています。

i 幼稚園による一時預かり

量の見込みに対して、幼稚園型の一時預かり事業として確保することを目指します。

ii その他の一時預かり

その他の一時預かりについては、幼稚園による一時預かりを除く上記の一時預かり事業とファミリー・サポート・センター事業をあわせて確保することとしています。

量の見込みに対して、保育所等における一時保育の拡充とファミリー・サポート・センター事業の会員の拡大を中心に、確保することを目指します。

⑨乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労状況や理由を問わず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児に、保育所等の施設において、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、こどもや保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談、保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。令和8年度からの実施に向けて、量の見込みに対応できる体制を整備し、適切な支援を実施していきます。

⑩延長保育事業（時間外保育）

保護者の就業状況等により、認定こども園、保育所等において通常の保育時間を延長して保育を行います。保育所等において、通常の開所時間を超えて保育を行う事業です。

量の見込みに対して、現在の確保策で対応できており、今後のニーズ量の動向を確認しながら保育所での実施により確保することを目指します。

⑪病児保育事業

家庭で保育が困難な病気のこどもを、病院に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育を行います。

量の見込みに対応できる現行の体制を維持し、今後の利用動向を把握しながら適切な支援を実施していきます。

⑫学童保育事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により放課後等に家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

本町では、各小学校等に専用施設を設置して、小学6年生までの児童を受け入れて実施しています。増加する児童数に伴い申込数も増加しており、令和7年度から1クラブ40名の定員増により事業の拡充を図りますが、依然として定員を超えた申込みがあり、今後も定員拡充を検討していきます。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援施設等（町の確認を受け、施設等利用給付費を受ける教育施設）に対して、保護者が支払うべき副食費等を助成します。現在、この事業を実施しており、今後も継続していきます。

⑭子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会や、地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図ります。

⑮多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業等の子育て支援事業に新規に参入する事業者に対する相談・助言等巡回支援、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業等です。

⑯産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。

量の見込みに対応できる体制を整備し、適切な支援を実施していきます。

⑰子育て世帯訪問支援事業

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事育児等の支援を行います。

量の見込みに対応できる体制を整備し、適切な支援を実施していきます。

⑱親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

量の見込みに対応できる体制を整備し、適切な支援を実施していきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

			単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	基本型	量の見込み	実施か所数	1	1	1	1	1
		確保方策	実施か所数	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	量の見込み	実施か所数	1	1	1	1	1
		確保方策	実施か所数	1	1	1	1	1
	妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	実施回数	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
		確保方策	実施回数	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	利用児童数(延べ)	1,778	1,729	1,726	1,724	1,728	
		実施施設数	6	6	6	6	6	
	確保方策	利用児童数(延べ)	1,778	1,729	1,726	1,724	1,728	
妊婦健康診査	量の見込み	対象者数	500	500	500	500	500	
		健診回数(延べ)	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	
	確保方策	実施体制	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	出生数	500	500	500	500	500	
	確保方策	実施体制	500	500	500	500	500	
養育支援訪問事業	量の見込み	対象者数	180	180	180	180	180	
	確保方策	実施体制	支援員3人	支援員3人	支援員3人	支援員3人	支援員3人	
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	利用児童数(延べ)	1,377	1,340	1,306	1,270	1,235	
	確保方策	利用児童数(延べ)	1,377	1,340	1,306	1,270	1,235	
親子関係形成支援事業	量の見込み	対象世帯数	10	10	10	10	10	
	確保方策	対象世帯数	20	20	20	20	20	
子育て短期支援事業	量の見込み	利用児童数(延べ)	24	24	24	24	24	
	確保方策	利用児童数(延べ)	42	42	42	42	42	
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業) 小学生児童	量の見込み	利用児童数(延べ)	200	200	200	200	200	
	確保方策	利用児童数(延べ)	240	240	240	240	240	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	利用児童数(延べ)	5,066	4,885	4,627	4,388	4,274	
	確保方策	利用児童数(延べ)	5,100	4,900	4,900	4,900	4,900	
一時預かり事業 幼稚園在園児以外	量の見込み	利用児童数(延べ)	1,540	1,486	1,433	1,386	1,364	
	ファミリー・サポート・センター事業	確保方策	利用児童数(延べ)	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		確保方策	利用児童数(延べ)	60	60	60	60	60
延長保育(時間外保育)	量の見込み	利用児童数	685	663	645	629	622	
	確保方策	利用児童数	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	
病児保育事業	量の見込み	利用児童数(延べ)	294	285	277	270	267	
	確保方策	利用児童数(延べ)	720	720	720	720	720	
学童保育事業			利用児童数合計	697	685	671	670	671
	1年生	量の見込み	利用児童数	241	237	240	246	241
		確保方策	利用児童数	241	237	240	246	241
	2年生	量の見込み	利用児童数	252	218	215	217	223
		確保方策	利用児童数	252	218	215	217	223
	3年生	量の見込み	利用児童数	146	177	153	151	153
		確保方策	利用児童数	146	177	153	151	153
	4年生	量の見込み	利用児童数	53	48	58	50	49
		確保方策	利用児童数	53	48	58	50	49
5年生	量の見込み	利用児童数	5	5	5	6	5	
	確保方策	利用児童数	5	5	5	6	5	
6年生	量の見込み	利用児童数	0	0	0	0	0	
	確保方策	利用児童数	680	680	680	680	680	
産後ケア事業	量の見込み	利用者数(延べ)	482	481	482	484	485	
	確保方策	利用者数(延べ)	482	481	482	484	485	

第 6 章

計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

1 庁内推進体制の確立

本計画のこどもと子育てにかかわる施策は、教育・保育、保健福祉、安全・安心のまちづくり、男女共同参画等、様々な分野にわたっています。これらの施策を効率的・総合的に推進するためには、庁内全体での連携による取組が必要です。

計画の推進にあたっては、子ども未来課を中心に関係各課で構成する全庁的な推進体制を整え、国、県、関係機関との連携を図りながら、総合的、計画的に推進していきます。

2 地域の連携と協力による取組の推進

本計画の推進にあたっては、子育て当事者の意見や地域のこどもや子育て家庭の実情を踏まえた取組が求められています。また、学校や家庭、地域がそれぞれの役割と責任を担い、地域全体で子育てを見守る体制づくりを目指す必要があります。

保護者、地域住民、保育所、幼稚園、認定こども園、社会福祉協議会、ボランティア団体、商工会等が、相互に連携・協力しながら、地域社会全体でこどもと子育て家庭を支援していきます。

3 計画の点検・評価

本計画の策定にあたっては、第1期計画の策定時に設置した教育・保育関係者やこどもの保護者、地域の諸団体や子育て支援の関係者からなる「粕屋町子ども・子育て会議」を継続して設置しており、本計画についても進捗状況の点検、評価と検証を行います。

この「粕屋町子ども・子育て会議」による点検・評価の結果を受けて、必要に応じて見直しを行いながら、本計画の着実な推進を図ります。

付 属 資 料



1 粕屋町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 24 日条例第 23 号)

改正 令和 5 年 6 月 16 日条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、粕屋町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

[法第 77 条第 1 項各号]

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が選任されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第 7 条 子育て会議に必要な応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、会長が必要と認めるときには、委員以外の者も構成員に加えることができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、住民福祉部子ども未来課において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 6 月 16 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の粕屋町子ども・子育て会議条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

2 粕屋町子ども・子育て会議委員名簿

任期令和5年4月23日～令和7年4月22日

氏名	所属団体及び役職		
富永 明子	西日本短期大医学保育学科 教授		会長
伴 世津子	民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員 副会長	
西田 豊	小・中学校 校長会	仲原小学校 校長	
長 千鶴子	子育てボランティア	子育て応援団 代表	
築地 敦子	町民代表	一般公募	
吉田 純一	町民代表	一般公募	
小川 美紀	町民代表	一般公募	
中田 祥子	町民代表	一般公募	
阿高 史恵	認定こども園代表	はこぶね認定こども園 主任	
井中 良介	私立保育所代表	大川保育園 園長	
山内 美和子	公立幼稚園代表	大川幼稚園 園長	
西村 栄子	公立保育所代表	仲原保育所 園長	
五嶋 剛志	学校教育課	学童保育担当	
加治 裕子	子ども未来課 保健師	母子保健担当	
中川 理恵	子ども未来課 保健師	要保護児童担当	
橋口 順子	子ども未来課	ファミリー・サポート・センター アドバイザー	

(順不同)

3 第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年	回	開催日	議 題
令和6年	第1回	5月7日 (火)	第1回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画の策定について ・委託業者、スケジュールの説明 ・調査票について説明 (2) その他 ・今春の保育所、学童の待機児童数の状況について
	第2回	7月31日 (水)	第2回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画の策定について (2) 第2期粕屋町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (3) その他
		7月8日 (月) ～ 7月31日 (水)	子どもの生活に関するアンケート調査の実施 ・小学5年生 563名 ・中学2年生 554名 ・小学5年生、中学2年生の保護者 1,117世帯
		8月3日 (土) ～ 8月16日 (金)	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 ・未就学児童世帯 2,000世帯 ・小学校児童世帯 2,000世帯 子ども・若者の意識と生活に関する調査の実施 ・16歳～18歳、18歳～39歳 2,000名
	第3回	10月4日 (金)	第3回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 粕屋町子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果報告 (2) 第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画体系案について (3) その他
		10月5日 (土)	かすやこども館 子ども部会座談会
		11月2日 (土)	㊦っしょいフェスタ来館者アンケート調査

年	回	開催日	議 題
令和 6 年		11月15日 (金)	粕屋町子ども・子育て支援事業計画策定に係るインタビュー調査 ・かすやこども館
		11月21日 (木)	粕屋町子ども・子育て支援事業計画策定に係るインタビュー調査 ・内橋三区公民館
	第4回	11月26日 (火)	第4回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画の策定について (2) その他
令和 7 年		1月17日 (金) ～ 2月17日 (月)	第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画について パブリック・コメントの実施
	第5回	2月28日 (金)	第5回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画の策定について (2) その他

4 かすやこども館 子ども部会座談会

粕屋町に住むこどもたちの日ごろの過ごし方や考えを調査し、町の子育て支援の取組の参考にするために、かすやこども館の運営に協力していただいている子ども部会の皆さんと座談会を行いました。

参加者

- 小学生3名、中学生5名

調査実施日時・場所

- 令和6年10月5日（土） 15:00～16:30
- 場所：かすやこども館 作ろうスペース

①日ごろ、みなさんは何をしていますか。

〈平日の放課後以降〉

- ・家に帰って宿題。
- ・友達と公園やこども館で遊ぶ。
- ・かすやフォーラムで本を読む。
- ・部活
- ・趣味の時間

〈日曜日などの休日〉

- ・家でテレビを見る。
- ・友達とこども館やかすやドームに行く。
- ・友達とショッピングやカフェでおしゃべりをする。
- ・部活（練習試合）
- ・部活の後、家で寝る。

②将来のことを考えることがありますか。

〈進学について〉

- ・専門学校に行きたい。
- ・大学に行って留学したい。
- ・ずっと続けている習い事に関わる仕事に就きたい。
- ・大学院に行って、専門的なことを学びたい。資格を取りたい。
- ・特に考えていない、わからない。

〈将来なりたい職業について〉

- ・ネイリスト ・理学療法士 ・公認心理士
- ・薬剤師 ・車掌
- ・特に考えていない、わからない。

③町にこういうのがあったらいいなと思うものは何ですか。

〈自分たちのために、下級生のために。〉

- ・知らない子や仲の悪い子が公園にいると気まずくて使えないので、校区内にいくつか公園があったらうれしい。
- ・遊具やベンチを改修して欲しい。ベンチの屋根が老朽化して雨漏りしている。植物で覆われていて、蜂がいる。
- ・小学校高学年以上が使える大きな遊具や登って遊べる遊具が欲しい。
- ・公園の近くに低価格な子ども向けの飲み物の自販機が欲しい。
- ・自販機付近に大きなゴミ箱が欲しい。自販機用のゴミ箱はペットボトル以外のゴミも捨てられていっぱいになっている。
- ・自宅でペットが飼えないので、動物や魚と触れ合える施設が欲しい。
- ・道が暗い。
- ・西鉄バスの本数が少ない。
- ・勉強するため、早朝から開いているカフェ。
- ・ふれあいバスの最寄りバス停からイオンモール行のバス。
- ・夏場は公園で過ごすのは暑すぎるので、室内の遊び場。
- ・友達と会うためのファミレス。
- ・自転車専用道路。

④困っていること、心配なことはありますか。

- ・室外が暑い。公園等に日陰がもっとあればうれしい。
- ・男女差別と思える発言を普通にする。
- ・学校で自分たちの意見が通らない。
- ・各自がつけている香水による教室内の異臭。
- ・校則が厳しい。
- ・大学入試が心配。

⑤こども館にこういうのがあったらいいなと思うものは何ですか。

- ・百人一首など遊び方を知らないで、日本の伝統的な遊びを教えてほしい。
- ・新しいボードゲーム。古くなったものは買い直してほしい。
- ・いろいろホールのおもちゃについて、何があるのか分からず、なおす場所も分からないため、一覧と収納場所を表示してほしい。
- ・おもちゃの人気ランキング。人気のおもちゃはバージョン違いを導入する。
- ・射的（無理だとは思いますが）
- ・のんびりロビーにソファのような柔らかい椅子がほしい。ソファは少数しか使用できず、他の椅子は硬すぎる。
- ・のんびりロビーのカラフルなテーブルについて、椅子が4個しかないため、5～6人で来た時に座りづらい。より大きなテーブルにしてほしい。
- ・動こうスペースにバドミントンが2枠ほしい。卓球の向きを変えてはどうか。
- ・動こうスペース前の靴箱はあんなに要らない。上の棚は小さい子どもが使えない。
- ・こども館にポイント制を導入してほしい。

- ・小学生は17時までだが、家の決まりで18時まで遊んでいい場合は、18時までこどもだけでいていいことにしてほしい。
- ・猫が触れるところがほしい。

⑥その他自由に意見を言いましょう。

- ・学校からこども館への直通バスがほしい。家が遠いこどもは交通手段がふれあいバスとなる。学校が終わってからだとふれあいバスが様々なバス停で止まるため、時間的にこども館に行けない。
- ・ふれあいバスで座席に荷物を置く大人がいて座れない。こども用のバスがほしい。
- ・家の近くにこども館のような室内で運動のできる施設がほしい。(外が暑いため。)
- ・中高生になっても、ベースボールがしたい。
- ・町中に自販機を増やしてほしい。
- ・交通系 IC カードが使えるショップを増やしてほしい。
- ・町内のイベントや祭りを増やしてほしい。



5 ㊦っしょいフェスタ来館者アンケート調査

令和6年11月2日（土）にかすやこども館で開催した「㊦っしょいフェスタ」に来館したこどもたちに意見や考えを聞くためにアンケート調査を実施しました。

回答者

小学生：44名

中学生：5名

計：49名

（1）日頃の過ごし方について

平日、休日ともに、小学生は学校や公園で遊ぶ児童が多く、中学生は日常的にスマホを利用しているほか、部活や地域クラブで過ごす生徒が多いようです。その他に「ゲーム」、「勉強」、「習い事」という回答がありました。

（2）困っていること、相談したいことはあるか

小学生、中学生ともに、ほとんどの人が、今は、困りごとや相談したいことが「ない」という回答でした。困りごとや相談したいことの内容については、「異性に対する苦言」、「勉強」という回答がありました。困りごとや相談をする相手の有無については、小学生、中学生ともに6割の人が「いない」と回答しています。「いる」人の相談相手としては、小学生は「友達」、中学生は「家族」という回答が最も多かったです。

（3）将来のことについて

将来、どんな大人になりたいかについては、「やさしい人」、「役に立てる人」、「仕事を頑張る人」、「正義感がある人」などの回答がありました。

将来、なりたい職業については、小学生は「動物系従事者」、「看護師」、「スポーツ選手」、「保育士」、中学生は「保育士」、「美容師」、「運転士」、「大工」などの回答がありました。

粕屋町を離れたと思うかについては、小学生は「離れたくない」という回答が7割を超えていますが、中学生は「離れたい」という回答の方が多かったです。

どこに住みたいかについては、「東京」、「大阪」、「粕屋町以外の福岡県内」などの回答がありました。

（4）粕屋町にあったらいいと思うもの

粕屋町にあったらいいと思うものについては、「動物園・水族館」、「遊園地」、「アスレチック」、「大きな公園」、「駄菓子屋」、「勉強スペース」、「遊び場所」などさまざまな回答がありました。

6 用語の解説

か行

■かすや子どもの日

“子どもの笑顔はかすやの未来大人も子どもも元気になろう”をスローガンとして、日々成長する児童の健全育成のため、「子どもが持っている生きる力を地域で育むこと」「子どもをいつくしみ、育む輪をみんなで広げること」を目的として、イベントを開催し啓発活動を行っている。

■ゲストティーチャー

学校の授業や子ども会の活動、その他の団体の活動などに招かれた一般市民の指導者のこと。

■子育て応援宣言企業登録制度

福岡県が、「男性も女性も子育てがしやすい職場づくり」を目指して推進している制度。男女従業員の子育てを支援するための具体的取り組みを企業・事業所のトップが宣言し、県が登録する。制度の新たな整備に限らず、現在の制度をきちんと活用できる仕組みづくりや職場の雰囲気づくり等の取り組みでも宣言できる対象となっている。

■子育て応援の店

社会全体で子育てを応援する気運を高め、安心して子育てができる社会づくりを目指し、福岡県が行っている事業。18 歳未満の子どもがいる子育て家庭に様々なサービスを提供する店。県内の2万店以上の店が登録している。

■こどもの権利条約

1989年11月20日、国連総会において採択された条約。子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めている。

■こどもの貧困対策

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されない社会を実現するために、国と地方公共団体等の関係機関が連携して行う、こどもの教育・生活に関する支援、保護者に対する就労支援、経済的支援などの施策。

平成25年には、貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指すこと、第一にこどもに視点を置いて、切れ目のない施策などに配慮することを基本方針として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定された。これを受け、政府において、こどもの貧困対策に関する基本的な方針、こどもの貧困に関する指標、指標の改善に向けた当面の重点施策、こどもの貧困に関する調査研究等及び施策の推進体制等を定めた「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、以降改正を加えながらこどもの貧困対策が推進されている。

■コーホート変化率による推計

人口推計の1つの手法で生残率、移動率や出生率を考慮して推計するもの。コーホートとは、統計因子を共有する集団のことをいう。

■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当するもの。

さ行

■女性活躍推進

女性活躍推進法、正式には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」といい、平成27年に成立した。自らの意思で「働きたい」と希望する女性はその個性と能力を発揮して職業生活において活躍できるよう、基本原則や方針、女性活躍を促すための事業主行動計画の策定、支援内容などが定められている。この法に基づき、女性の活躍推進のための取組が各自治体にも求められている。

■スクールカウンセラー

学校で児童・生徒の生活上の諸問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う臨床心理士などの専門家。また、教職員や保護者への指導や援助も行う。

■スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職。子ども本人と向き合うだけではなく、家庭や行政、福祉関係機関など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整するもの。社会福祉士や精神保健福祉士などが担う。

■セクシュアルハラスメント

性的いやがらせ。特に、職場などで行われる性的・差別的な言動をいう。セクハラ。男女雇用機会均等法施行規則では、男性から女性に、また女性から男性に対して行われるものだけでなく、同性に対するものも含まれると明示されている。

た行

■デートDV

交際中のカップル間に起こる暴力。暴力には、なぐる、けるといった身体的暴力だけでなく、精神的な暴力、行動の制限などの社会的暴力も含まれる。

■届出保育施設

児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設で、児童福祉法の規定により知事への届出が義務付けられている認可保育所以外の施設のこと。

な行

■ 認定こども園

就学前の子どもに幼児教育と保育の両方を提供し、また地域における子育て支援事業を行う施設として、都道府県知事の認可を受けた施設。保護者の就労の有無によらず利用できる。地域の実情に応じて、認可幼稚園と認可保育所が連携する幼保連携型、認可幼稚園が保育所的機能を備える幼稚園型、認可保育所が幼稚園的機能を備える保育所型、認可外の施設が認定こども園となる地方裁量型などのタイプがある。

は行

■ 発達スクリーニング検査

スクリーニングとは、精密検査の実施に先立って、精密検査を要するものと要しないものとを分けること。発達スクリーニング検査は、潜在的な発達遅滞や発達障害の可能性を早期に発見することを目的とする検査で、乳幼児健診や発達相談事業などの場でも活用されている。

■ バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで、生活の支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じる様々な障壁を含めて、それらを取り除くことをいう。

■ フレンドリータウン協定

自治体とプロスポーツチームが多方面にわたって連携し、スポーツの振興や地域活性化、住民サービスの向上を図ることを目的として様々な活動を行うために自治体と協定を結ぶもの。

第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

編集・発行 粕屋町 住民福祉部 子ども未来課

〒811-2392

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

T E L 092-938-0214

